

研究成果展開事業

産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム

Program on Open Innovation Platform with Enterprises, Research Institute and Academia (OPERA)

本気の産学連携へ

骨太の産学共創で、未来を拓くオープンイノベーション！

平成 28 年度

公募要領

- ☐ 企業だけでは解決できない大学等の基礎的・基盤的研究を必要とし、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ研究領域の提案を公募します。
- ☐ 企業からの民間資金を活用したマッチングファンド形式の研究開発プログラムです。
- ☐ 企業には、大学等における基礎研究の企画から参画し、研究費及び博士課程学生等の人件費等の拠出を通じた本格的な産学共同研究を推進していただきます。

（提案の内容）

- ✓ 技術・システム革新シナリオ構想
- ✓ 研究領域（研究開発テーマ、研究開発課題）
- ✓ 共創コンソーシアム体制（幹事機関、領域統括、参画機関、運営方針等）
- ✓ 民間資金計画

公募期間

平成 28 年 3 月 25 日（金）～6 月 6 日（月）

<http://www.jst.go.jp/opera/>



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

平成 28 年 3 月

本公募は平成 28 年度政府予算の成立を前提としているため、予算の成立状況によっては、実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

【更新履歴】

平成 28 年 4 月 26 日 Q&A を 4 件追加しました。(Q53、Q54、Q55、Q56)

平成 28 年 6 月 1 日 Q&A を 1 件追加しました。(Q57)

お問合せ先

国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部 共創プラットフォーム担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

電話番号 : 03-5214-7997

e-mail : opera@jst.go.jp

産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム 公募のポイント

1. プログラムの趣旨・公募の狙い

- 「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」では、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、新たな基幹産業の育成に向けた「技術・システム革新シナリオ」の作成と、それに基づく非競争領域における産学共同研究を通して、基礎研究や人材育成における産学パートナーシップを拡大し、我が国のオープンイノベーションを加速します。
- 企業だけでは解決できない大学等の基礎的・基盤的研究を必要とする、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ研究領域の提案を期待します。
- 企業による民間資金を活用したマッチングファンド形式の研究開発プログラムです。企業には、大学等における基礎研究の企画から参画し、研究費及び博士課程学生等の人件費等の拠出を通じた本格的な産学共同研究を推進していただきます。
- 大学等及び民間企業はプラットフォームを担う「共創コンソーシアム」を形成し研究開発を推進します。
- 上記の革新的技術によるイノベーションの担い手となる人材の育成をはかります。学生や若手研究者を含む多様な人材の参加を推奨します。
 - ※ 非競争領域（pre-competitive stage） 学術論文の発表が可能で、大学等や複数の民間企業が参画する共創コンソーシアムにおいて、研究成果に関する情報の共有が可能となる基礎的・基盤的研究領域。

2. 提案対象

- 大学等（提案時においては、3大学等以上の参画を要件とします）及び民間企業群（提案時においては異業種（例えば製造業とサービス業等）を含めた5社以上を要件とします）との連名による申請
 - 大 学 等：国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人、国公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）
 - 民間企業：企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）及び大学等ではない法人

3. 研究領域あたりの支援規模

- 資 金：1.7億円程度（間接経費含む）／年・領域
（研究開発費：1.5億円程度、調査推進費：0.2億円程度）
 - ※研究開発費 **研究領域・共創コンソーシアムあたり上記の研究開発費を上限として、民間企業が提供する研究資金総額と同額までを、JST が大学等に対し、支援するマッチングファンドです。**
 - ※調査推進費 研究領域に対して、産学による詳細な研究企画や共創コンソーシアムを推進する経費を支援します。
- 支援期間：5年度

4. スケジュール ※ 日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。

- 公募開始 平成28年3月25日（金）
- 公募終了 平成28年6月6日（月）
- 選考結果の通知 平成28年7月下旬
- マッチングファンド申請 平成28年8月以降（随時）

目次

第1章 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムの概要	1
1. 目的	1
2. プラットフォームにおける活動面の要素	1
2-1. 技術・システム革新シナリオ	1
（1）技術・システム革新シナリオの構成	1
（2）技術・システム革新シナリオの検証	1
2-2. 研究領域	2
2-3. 運営体制（共創コンソーシアム）	2
（1）共創コンソーシアムの構成と役割	2
（2）共創コンソーシアムの運営	3
2-4. マッチングファンド形式による研究開発の推進	5
（1）民間資金の定義	5
（2）研究開発課題毎の民間資金規模	6
（3）研究開発開始後2年度目までの民間資金総額の計算方法	6
（4）研究開発期間を通じた民間資金の受入れ	6
（5）民間資金の管理	7
2-5. プラットフォーム成長に向けた目標設定	7
3. 本プログラム全体のガバナンスの仕組み（産学共創プラットフォーム推進委員会）	7
第2章 公募の概要	8
1. 支援の内容	8
（1）研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発活動の支援	8
（2）JSTから支出する委託研究開発費について	9
2. 公募の内容	11
（1）採択予定数	11
（2）提案の対象となる機関	11
（3）提案者	11
（4）提案の方法	11
（5）提案書類の提出期限	11
（6）提案に必要な書類	12
（7）提出にあたっての注意事項	12
（8）医療分野の公募について	13
3. 提案書の記載について	13
4. 審査の方法及びスケジュール	14
（1）審査の方法	14
（2）審査の手順	14
（3）審査の観点	15
（4）結果の通知等	16
（5）スケジュール	16
第3章 採択後の責務等	18
1. プロジェクトの実施	18
2. 領域統括等の責務等	18
（1）プロジェクトのマネジメント	18

(2) プロジェクト内の予算配分.....	18
(3) プロジェクトの評価等への対応.....	18
(4) 情報共有の推進	18
3. 大学等の責務等.....	19
(1) 委託研究開発契約の締結	19
(2) 経理管理、実施報告	19
(3) 取得物品の帰属	19
(4) 調査への協力	19
4. 民間資金の管理.....	20
5. 知的財産権の帰属等	20
6. 研究開発の成果等の発表	20
7. その他.....	21
(1) JST フェアについて	21
(2) インターネットホームページについて.....	21
第4章 応募にあたっての留意点	22
1. 研究倫理に関する誓約について	22
2. 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について.....	22
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	24
(1) 不合理な重複に対する措置.....	24
(2) 過度の集中に対する措置	24
(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供	25
4. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	25
5. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況.....	25
6. 研究開発費の不正使用及び不正受給への対応	25
7. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく 体制整備について	27
8. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体 制整備等自己評価チェックリスト」の提出について.....	27
9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備 について.....	29
10. 研究活動の不正行為に対する措置	29
11. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について.....	31
(1) 採択された研究者の責務など.....	31
(2) 研究機関の責務等	31
12. 関係法令等に違反した場合の措置	31
13. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項	31
14. 繰越について.....	32
15. 府省共通経費取扱区分表について	32
16. 「国民との科学・技術対話」の推進について	32
17. 費目間流用について	32
18. 年度末までの研究期間の確保について	32
19. 研究設備・機器の共用促進に係る事項	32
20. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について.....	33
21. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について.....	34
22. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	34
23. 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い.....	35
24. 人権及び利益保護への配慮	35
25. 提案情報及び個人情報の取り扱い	35

(1) 提案情報の管理について	35
(2) 個人情報の管理について	35
26. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	36
27. オープンアクセスについて	36
28. JST の関連事業における重複応募の制限について	36
補足1. エフォートの考え方	38
補足2. 府省共通経費取扱区分表について	39
第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項等42	
1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について.....	42
2. e-Rad を利用した提案書類の提出について	42
3. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用に当たっての留意事項	42
(1) e-Rad の操作方法	42
(2) システムの利用可能時間帯.....	42
(3) 幹事機関の登録	42
(4) 研究者情報の登録	43
4. システムを利用した申請の流れ	43
5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先	44
6. 提案書類提出・作成時の注意事項	44
7. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項	45
(1) e-Rad 利用時の注意点【重要】 (必ずお読みください。)	45
(2) 操作説明	45
(3) 応募情報状況確認	56
8. e-Rad からの内閣府への情報提供等.....	56
■ 公正な研究を目指して	57
■ ダイバーシティの推進について	58
Q&A.....	59
Q1. 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。	59
Q2. 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。	59
Q3. 本公募に複数提案することは可能ですか。	59
Q4. 応募の際に、幹事機関以外の参画機関の承諾書が必要ですか。	59
Q5. 領域統括は、大学等研究者、民間企業出身者のどちらから選出しますか。	59
Q6. クロスアポイントメント制度を適用している研究者の所属機関は、提案時の参画機関としてカウントされますか。	59
Q7. 海外機関は、幹事機関になれますか。	60
Q8. 海外機関(大学等、民間企業)の参画は可能ですか。	60
Q9. 研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも、領域統括になれますか。	60
Q10. 外国籍を有する研究者を領域統括にすることはできますか。	60
Q11. 研究開発課題の件数については、「原則として、10 件以上」、「民間企業 10 社以上との共同研究計画の提案」とありますが、提案時において 10 件未満又は 10 社未満の場合は、提案することは可能ですか。	60
Q12. 研究開発課題はいつまでに 10 件設定すれば良いでしょうか。	60
Q13. 技術・システム革新シナリオについて民間企業と共同研究を行いたいのですが、技術・システム革新シナリオ自体を研究開発課題に設定し、マッチングファンドを申請することは可能でしょうか。	61

Q14. 共創コンソーシアムで競争領域の研究開発課題について産学共同研究を行ってもよいのでしょうか。	61
Q15. RA 等の雇用について、「社会人ではない博士課程の学生が、RA 等として雇用され一定程度の割合で参画すること」が要件となっていますが、どの程度参画することが求められますか。	61
Q16. 参画する民間企業が提供している実験機器等の活用が研究に必要となる場合には、リソース提供に含めて計上して良いのでしょうか。	61
Q17. 他の研究資金制度に、今回の提案内容と同様の内容で提案している場合、本プログラムに提案することはできますか。	61
Q18. 提案書表紙に記名・押印する代表者は、学長や社長である必要はありますか。	61
Q19. 提案書類は直接持参し提出することは可能ですか。また電子メール、FAX による提出は可能ですか。	62
Q20. 提案書類の受領書はもらえますか。	62
Q21. 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいですか。	62
Q22. 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいですか。	62
Q23. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人がなりますか。	62
Q24. 幹事機関は事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録が必要ですか？	62
Q25. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での申請は、研究者 ID で可能ですか。	63
Q26. 提案書にページ制限、容量制限はありますか。	63
Q27. 審査経過は教えてもらえますか。	63
Q28. 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできますか。	63
Q29. 個別研究開発課題の課題名や実施体制については公表されるのでしょうか。	63
Q30. 委託研究開発契約は、参加する全ての機関と締結するのですか。	63
Q31. 委託研究開発契約は参画する大学等と締結するとありますが、研究開発費が民間企業に直接支出されることはありますか。	64
Q32. 外部機関への外注や再委託は可能ですか。	64
Q33. 間接経費は、委託研究開発契約を締結する全ての大学等に支払われますか。	64
Q34. 間接経費は、どのような使途に支出することができますか。	64
Q35. 大学等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？	65
Q36. RA(リサーチアシスタント)の政策的な背景について教えてください。	66
Q37. 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがありますか。	66
Q38. 研究開発に係る打ち合わせのための旅費は、支出できますか。	66
Q39. 学会への参加のための旅費、参加費を支出できますか。	66
Q40. 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。	66
Q41. 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。	66
Q42. 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。	67
Q43. 研究開発期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいのでしょうか。	67
Q44. 研究開発期間中、領域統括は移籍などの事由により所属機関が変更になった場合でもプロジェクトを継続できますか。	67
Q45. 研究開発期間中、領域統括又は研究開発責任者を交代させることは可能ですか。	67
Q46. プロジェクトを途中で中止することはできますか。	67
Q47. プロジェクトの途中で、大学等や民間企業が参画することを中止することができますか。	67
Q48. プロジェクトの途中で、民間企業からの研究資金が不足する場合は、JST からの研究開発費も減額されますか。	67
Q49. 研究開発成果等についてどのような報告書を作成するのでしょうか。	68
Q50. 成果の発表とは、具体的にどのようなことをするのでしょうか。	68
Q51. 研究開発で得られた成果の展開について、JST はどのように考えていますか。	68

Q52. サービス業とはどのような業種を指していますか？	68
Q53. 提案書表紙（様式 1）への参画機関全ての押印が、参画機関内での決裁手続き等に時間を要する等の理由で、期限内に間に合わない場合は、複数枚に分けての押印及び提出となっても良いでしょうか？	68
Q54. 技術・システム革新シナリオの作成においては、「人文・社会科学に係る研究者の参画を要件」とありますが、シナリオの作成に関連する研究者が幹事機関となる大学に在籍しない場合は、当該研究者のみが参画する大学等においても、提案時の要件である 3 大学等以上の参画に該当しますか？	69
Q55. 個別の研究開発課題については、「1 年度 1000 万円（間接経費を含む）以上の民間資金の受け入れを要件」とありますが、初年度（採択年度）においては、研究開発開始時期に応じた共同研究費の拠出とすることは可能ですか？	69
Q56. 現在進行中の共同研究の枠組みを、マッチングファンドによる個別研究開発課題の実施として提案することは可能ですか？	69
Q57. 申請後、調整中だった機関の参画が決定するなど、提案書の内容に変更が生じた場合、提案書の差し替えは可能でしょうか。	69
提案書様式	70
（様式 1）提案書表紙	71
（様式 2）提案書【基本情報】	73
（様式 3）提案書【技術・システム革新シナリオ構想】	76
（様式 4）提案書【研究開発計画】	86
（様式 5）提案書【資金計画】	92
（様式 6）提案書【領域統括データ】	95
（様式 7）提案書【民間企業に関する情報】	96
（様式 8）提案書【他事業の受給・申請状況】	97
（様式 9）提案書【特許リスト・論文リスト】	99
（様式 10）提案書【倫理面への配慮】	101
（様式 11）提案書【特殊用語等の説明】	102
企業の業種表及び研究開発分野表	103

第1章 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムの概要

1. 目的

我が国が直面する、経済・社会の構造が日々大きく変化する「大変革時代」において、新たな未来を切り拓き、国内外の諸課題を解決していくため、科学技術イノベーションの強力な推進が求められています。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が平成28年度から開始する「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」（以下、「本プログラム」という。）では、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、新たな基幹産業の育成に向けた「技術・システム革新シナリオ」の作成と、それに基づく学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ非競争領域での研究開発を通して、基礎研究や人材育成における産学パートナーシップを拡大し、我が国のオープンイノベーションを加速することを目指します。

本プログラムは、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指すとともに、新たな基幹産業の育成が図れる持続的な研究環境・研究体制・人材育成システムを持つプラットフォームを形成することを目的とします。

2. プラットフォームにおける活動面の要素

2-1. 技術・システム革新シナリオ

関連分野の世界トップレベルの研究力を有する大学等と民間企業群（複数の業種により構成）とが協力して、本プログラムで実施する研究開発における基本的な行動計画として、「技術・システム革新シナリオ」（以下、「シナリオ」という。）を作成していただきます。

（1）技術・システム革新シナリオの構成

シナリオには以下の事項の全てを盛り込んで作成いただきます。なお、シナリオの作成においては、特に、経済学、社会学、心理学、倫理学等、人文・社会科学に係る研究者の参画を要件とします。大学等の知見を結集していただき、民間企業と共同で作成してください。

- イ) 経済的・社会的変動要因を踏まえ、社会システム・産業構造に大きな変革をもたらし、市場の開拓を行い得る、新たな価値の設定
- ロ) 世界的な技術・ビジネスの動向、関連業界の技術戦略の分析を通じた、新たな価値の創出の実現に不可欠なキーテクノロジーの特定
- ハ) 上記イ) ロ) を踏まえ、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域の設定
- ニ) 競争領域への展開を見通した、基礎研究をキーテクノロジーへと結び付けるアプローチ
- ホ) 革新的技術創出に向けて妨げとなる技術面・制度面等の障壁及びそれらを克服するための具体的なアプローチ

（2）技術・システム革新シナリオの検証

- ① 研究領域選定後は、審査における産学共創プラットフォーム推進委員会からの意見等への反映等により見直すとともに、研究開発の開始に向けた最適化を実施していただきます

す。

- ② 支援期間中は、社会的・経済的状況の変化に応じて柔軟にシナリオの変更を行い、これに応じた研究領域（研究開発テーマ、個別研究開発課題の編成等）の構成についても見直しをしていただきます。

2-2. 研究領域

技術・システム革新シナリオを構成する研究領域を設定する上での要件は以下のとおりです。

- イ) 新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域であること。
- ロ) 大学等と民間企業での個別の共同研究の関係者間で成果の共有を閉じるのではなく、大学等においては学術論文の発表が可能であるとともに、参画する民間企業の間においても一定のルールの下、成果の共有を可能とする非競争領域とすること。
- ハ) 研究領域における研究は、キーテクノロジーの確立を目指す研究開発テーマ群及び研究開発テーマを構成する具体的な研究開発課題群より構成すること。

- ・ 研究開発課題の件数

新たな基幹産業の育成につながる多様なキーテクノロジーの確立を目指すことから、原則として、10件以上の個別の研究開発課題を設計し、民間企業10社以上との共同研究計画を提案してください。特に、提案者となっている機関による共同研究については、採択後速やかに研究開発を開始できる共同研究計画の提出を提案時に求めます。

- ・ 研究開発の多様性の確保

上記の個別の研究開発課題及び共同研究を実施する民間企業については、幅広いキーテクノロジーを対象とするために、できる限り多様性（異分野融合・異業種連携等）を確保することを要件とします。

2-3. 運営体制（共創コンソーシアム）

本プログラムにおける、シナリオに基づいた研究領域による研究活動をより高度な産学のパートナーシップにより推進するため、参画する大学等及び民間企業は、「共創コンソーシアム」を形成してください。

（1）共創コンソーシアムの構成と役割

① 幹事機関

共創コンソーシアムを形成する大学等のうち、共創コンソーシアムの運営の中心的な役割を担う機関を幹事機関とします。幹事機関の要件と役割は次のとおりです。

- イ) 学生が在籍可能で博士の学位も取得可能な大学であること
- ロ) 領域統括が所属する大学であること
- ハ) 「共創コンソーシアム」の運営を担うこと
- ニ) 本公募における提案者となること

② 領域統括

本プログラムにおける、研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発活動（以下、「プロジェクト」という。）の責任者であり、共創コンソーシアムの運営責任者です。領域統括の要件と役割は次のとおりです。

- イ) 自ら研究開発を行う能力があること。
- ロ) 研究開発期間中は、日本国内に居住し、かつ、幹事機関に常勤として所属していること。
- ハ) プロジェクトの責任者として研究領域全体の活動を統括し、以下の役割を担うこと。
 - ・ 研究領域内のチーム編成、予算配分、マネジメント体制構築、個別研究開発の見直し等に関し、強い権限によりプロジェクトを牽引する。
 - ・ 技術・システム革新シナリオの深い理解に基づき、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域の設計に関して中心的役割を果たす。
 - ・ プロジェクトの実施に関する民間企業群との意見調整、交渉において中心的役割を果たす。

③ 参画機関

幹事機関を含み、共創コンソーシアムに参画する大学等及び民間企業をいいます。研究開発を行う大学等と JST は委託研究開発契約を締結します（第2章 1.（1）②参照）。民間企業はマッチングファンド形式による研究資金を提供します（2-4. 参照）。

なお、提案時には、参画する大学等は幹事機関を含め3機関以上、民間企業等は異業種（例えば製造業とサービス業）を含む5社以上あることを要件とします。

- イ) 大学等
国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）
- ロ) 民間企業
企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）及びその他の大学等には含まれない法人

（2）共創コンソーシアムの運営

① 共同研究体制の構築

プラットフォームの拡大及び共創コンソーシアムの適切な運営に必要と考えられる以下の事項について、すべて整備・構築がされている、又は整備・構築されることが見込まれることを要件とします。

- イ) 民間企業と大学等が共同で、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ研究を企画・実行を可能とするための、参加する大学等研究者群の組織を越えた柔軟な編成が可能な枠組みを構築すること。
（例）
 - ・ 参画機関間の組織横断的なチーム編成を可能とするクロスアポイントメント制度の導入等

ロ) プロジェクトにおける知的財産の取り扱い等を適切に行うための体制

民間企業との調整を円滑に進めるために、共同研究費の受け入れ、及び知的財産の取り扱いに関する大学等側の共通ルール（本プログラムに限定された取り扱い）を整備すること。研究成果の取扱いについては、「大学の成長とイノベーション創出に資する大学の知的財産マネジメントの在り方について」（平成28年3月16日オープン＆クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会）【http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/1368175_02.pdf】を踏まえ、非競争領域・競争領域の研究特性を踏まえた研究成果の取扱いルールを策定すること。また、間接経費については、「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」（平成27年12月28日イノベーション実現のための財源多様化検討会）【http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/01/19/1366043_02.pdf】を踏まえ、民間企業が共同研究費を拠出する必要性・合理性について、民間企業側の理解を得るために積算根拠を明確化すること。

ハ) 効果的・効率的な研究開発を実行するための参画する大学等間の協力体制の構築
（例）施設共用に必要な機関連携の枠組み構築

ニ) 参画機関の新規参入を促す仕組みや、中途脱退を見据えた体制の構築

ホ) 共創コンソーシアム内での課題進捗に応じた評価・見直しの定期的な実施

② 達成目標及び解決すべき課題の共有

個々の研究開発計画の策定にあたり、大学等が民間企業に対して達成目標及び解決すべき課題について共有し、成果についてコミットメントを持つ共同研究体制を想定しています。また、非競争領域から競争領域への移行等を可能とする達成目標についても設定してください。

③ 知的財産の取り扱い

非競争領域・競争領域の研究特性を踏まえた研究成果の取扱いルールを策定していただきます。なお、提案時には、以下の事項を踏まえ、参画機関間で共有されている実施方針について提案することを要件とします。

イ) プロジェクト実施期間中の取り扱い方針

ロ) プロジェクト終了後の取り扱い方針

（例）

- ・ フォアグラウンド IP（プロジェクトの実施により得られた知的財産権）の共創コンソーシアム内での無償を含む低廉実施又は期間や範囲を定めた優先実施等のルール
- ・ 不実施補償を求めないことを含む共有特許の柔軟な取扱いルール
- ・ バックグラウンド IP（プロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後に本プロジェクトとは関係なく取得した知的財産権）の本プロジェクトでの研究開発の推進を目的とした範囲における、プロジェクト期間中の無償実施等のルール

④ 産学による人材育成が可能な体制の構築

学生を共同研究に参画させ、イノベーションの担い手として人材育成ができる体制を

構築してください。特に、本プログラムにおいては、個別の研究開発課題毎に、研究開発開始後1年以内に少なくとも1名の学生を大学等が民間資金を用いて研究者として雇用（RA等）することを要件とします。そのために例に掲げるような運営ルールの整備が求められます。

なお、本プログラムにおいては、将来、産業界で活躍する博士人材の育成に重点を置いていることから、民間企業に籍を置く学生がRA等に雇用されることは妨げませんが、社会人ではない博士課程の学生が、RA等として雇用され一定程度の割合で参画することを要件とします。

（例）

- ・ 学生を含む若手研究者が主体性をもって共同研究に参画し、論文等の発表が可能な体制
- ・ 営業秘密管理や知財管理における学生の研究者としての扱い
- ・ 優秀な学生等の参画を促すためのインセンティブ（格別な経済的報酬等）
- ・ 就職先の自由度の確保 等

- ⑤ 共創コンソーシアムの掲げるシナリオ、研究領域、研究開発課題等について、所属機関の壁を越えて、参加者が議論できる場を定期的に設定してください。
- ⑥ 上記をはじめ、共創コンソーシアム運営に関する重要な事項を協議するための機関（協議会）を設置してください。なお、協議会は参画機関の代表者（当該機関のプラットフォーム参画について実質的な意思決定を行える者）により構成してください。

2-4. マッチングファンド形式による研究開発の推進

共創コンソーシアムにおける研究開発は、支援期間全体を通じて、参画する民間企業にも研究資金の提供（以下、「民間資金」という。）を求める「マッチングファンド形式」で実施することとします。

JSTからは、研究領域当たり年間最大1.5億円程度の研究開発費（間接経費を含む）を上限として、民間企業から共創コンソーシアムに提供される民間資金総額と同額までを支援します。

（1）民間資金の定義

本プログラムにおける、民間企業からの「民間資金」とは、シナリオに基づき共創コンソーシアムが推進する非競争領域における研究の実施に対し、民間企業が大学等へ拠出する以下の共同研究費等（間接経費含む）とします。

- ・ 共創コンソーシアムへ拠出する研究資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、コンソーシアム会費等を含みます）
- ・ 共同研究に携わる学生及び研究員等の人件費

（民間資金による共同研究費等の「見える化」について）

大学等において、共同研究費又は受託研究費を計上する際には、直接経費・間接経費に関わらず、積算根拠を明確にし、その必要性・合理性について民間企業の理解が得られるようにしてください。

なお、共同研究に携わる大学等の研究者のエフォート管理が適切に行われることを前提

に人件費を直接経費に計上すること及び研究領域における産学パートナーシップ拡大のための経費を間接経費として計上することは可能です。

（２）研究開発課題毎の民間資金規模

個別の研究開発課題（一研究開発課題につき大学等と企業等で一つの契約が結ばれると想定）については、少なくとも1名以上の学生を民間資金で雇用し、必要な研究費を措置することを考慮し、1年度1000万円（間接経費を含む）以上の民間資金の受け入れを要件とします。

なお、1課題あたりの民間資金額の算定においては、複数の民間企業からの拠出額を合算することは可能ですが、本プログラムは大型の産学連携による共同研究を推進し、企業だけでは解決できない本質的な課題を大学等に取り込んで研究することを目指していることから、民間企業1社あたり1000万円程度（間接経費含む）の共同研究費の拠出を基本型とします。これによらない場合は、1社あたり従来実施されていた※金額よりも高額となることを推奨します。

※ 文部科学省「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」による1件当たりの研究費受入額

・ 民間企業との共同研究に伴う1件当たりの研究費受入額 2,182千円

（３）研究開発開始後2年度目までの民間資金総額の計算方法

マッチングファンドとして計上できる民間資金は、上記（１）のとおりです。ただし、研究領域及び共創コンソーシアムの採択後、研究開発開始2年度目までは、一研究開発課題につき共同研究費1000万円に上乗せする分に限って、民間企業からのリソース提供も民間資金額に計上することができます。その際に、計上できるリソース提供の合計金額は、共同研究費の合計金額の50%の額を上限としますが、マッチングファンドとして計上する民間資金総額については、リソース提供よりも共同研究費で計上することを推奨します。

（リソース提供）

- ・ 必要に応じて大学等に拠出した物品費
- ・ 共同研究として自ら実施する研究の経費（物品費、人件費、旅費）
- ・ 共創コンソーシアムの活動を担う参加者の人件費
- ・ 知財マネジメントに係る経費
- ・ 研究領域・共創コンソーシアムとしての情報発信に係る経費

（４）研究開発期間を通じた民間資金の受入れ

研究開発期間全体を通して、マッチングファンドによるJSTからの研究開発費支出総額と同等以上の民間資金の受入を求めます。従って、2年度目までに民間資金としてリソース提供分を計上した場合は、3年度目以降、当該リソース提供分の金額を加算した共同研究費の受入が必要となります。

【研究開発期間全体を通した共同研究費の受入計画（例）】

〔単位:百万円〕	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	合計
共同研究費	100	100	150	200	200	750
リソース提供計上	50	50	－	－	－	100
民間資金総額	150	150	150	200	200	850
JST 支出	150	150	150	150	150	750

（５）民間資金の管理

民間資金については、幹事機関の責任により適切に管理してください。

民間企業からの研究資金の提供を促す仕組み・拠出ルール、管理の体制については提案書に記載していただきます。

2－5. プラットフォーム成長に向けた目標設定

支援期間終了後においてもプラットフォームを成長させていくための目標を設定していただきます。

- ・ 産学のパートナーシップの拡大（例：共創コンソーシアムに参画する研究者の増加数、民間企業等の増加数、民間資金の獲得、共創コンソーシアムの参画機関による国費のマッチングファンドを伴わない共同研究の立ち上げ）
- ・ イノベーション、新産業創出の源泉となる革新的な研究成果、人材育成（例：非競争領域から競争領域に移行する研究課題数、参画した学生・ポスドクの増加数、就職状況）
- ・ 産業構造変革への寄与や社会的インパクト

3. 本プログラム全体のガバナンスの仕組み（産学共創プラットフォーム推進委員会）

JST は、研究領域提案の審査、個別研究課題の審査、中間評価及び事後評価等各種評価※の実施、領域活動の進捗状況の管理・把握及び共創コンソーシアムへの助言等を行う「産学共創プラットフォーム推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、産業界を中心に、事業化、研究開発、人材育成、知財マネジメント等幅広い知見を有する委員長及び委員により構成します。なお、本プログラムでは、委員長をプログラムオフィサーとします。

※ 個別研究開発課題の審査：マッチングファンドの申請にともない、個別研究開発課題の審査を実施します。

中間評価：原則として研究開発開始３年度目に中間評価を実施します。

事後評価：研究開発期間終了時には事後評価を実施します。

また、委員長の求めに応じて必要な評価を実施します。

第2章 公募の概要

1. 支援の内容

(1) 研究領域・共創コンソーシアムによる研究開発活動の支援

① プログラムの管理・運営

JST は、プロジェクトが所期の目的を達成するため、推進委員会の下、各プロジェクトの進捗状況等について調査（現地調査を含む）等を行い、共創コンソーシアムに対して必要な協力・支援等及び各研究領域共通課題・横断的事項への対応を行います。

② 委託研究開発契約の締結

JST は、以下の要件を満たすことを前提に、参画する各大学等と個別に「委託研究開発契約」を締結します。

- イ) 共創コンソーシアムに参画する民間企業が、大学等との共同研究契約に基づき、マッチングファンド形式により研究資金を拠出すること。
- ロ) 共創コンソーシアムにおいて参画する大学等及び民間企業の間で共同研究契約等※が締結されること。

※ 参画機関間でのプロジェクトの実施に関する契約・覚え書き等であれば、契約方式は、各共創コンソーシアムの判断にお任せします。

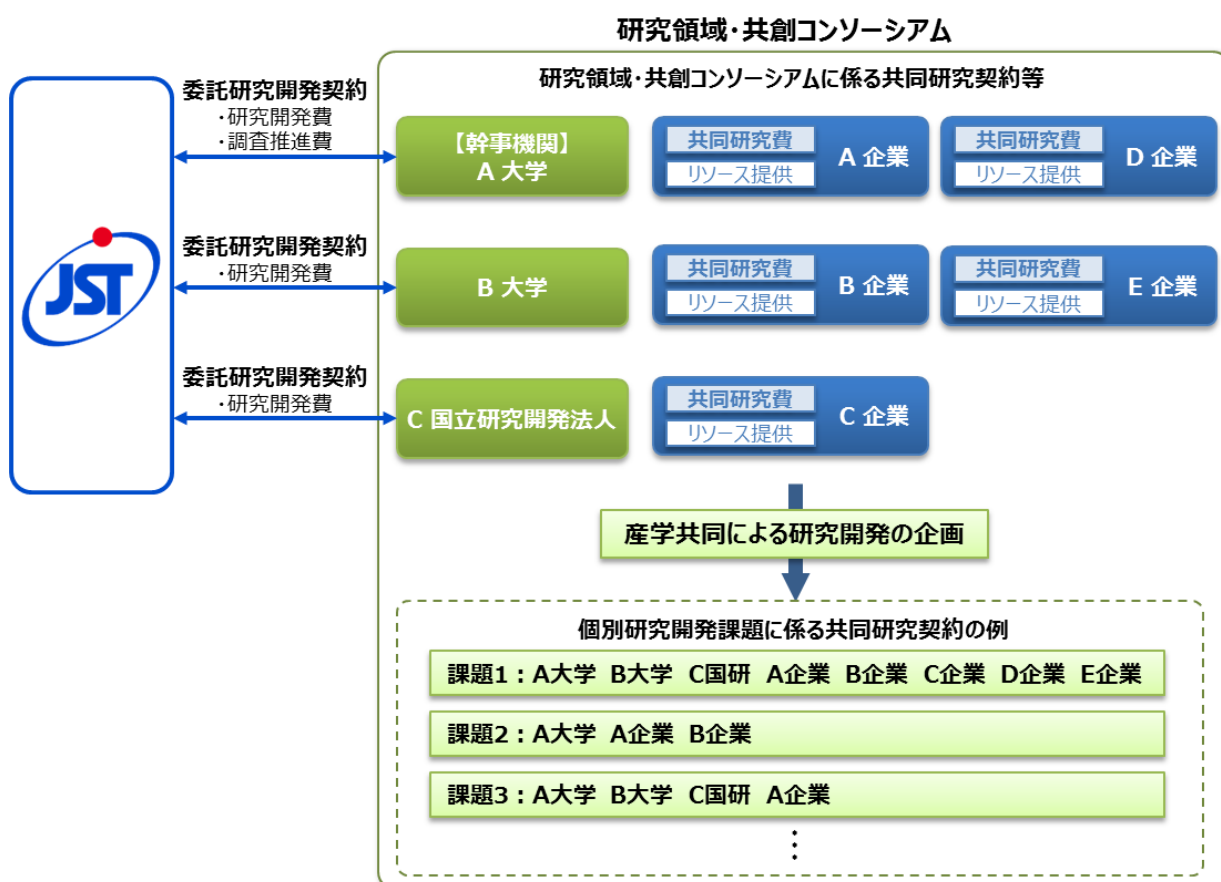


図1 研究領域・共創コンソーシアム関係図

③ 研究開発費

JST からは、研究領域当たり年間最大 1.5 億円程度の研究開発費（間接経費を含む）を上限として、民間企業から共創コンソーシアムに提供される民間資金総額と同額までを支援します。

④ 調査推進費

技術・システム革新シナリオの最適化、非競争領域における詳細な研究企画、民間資金の管理、成果の取り扱い等共創コンソーシアムの活動推進に関する経費として、研究領域あたり年間 2 千万円程度（間接経費を含む）を支援します。

⑤ 支援期間

5 年度

支援期間の終了後においても、共創コンソーシアムを核とした研究環境・研究体制・人材育成システムにより、新たな基幹産業の育成に向けた研究開発活動が継続されることを期待します。

（2）JST から支出する委託研究開発費について

委託研究開発契約における委託研究開発費は、プロジェクトの実施に必要な研究開発費及び調査推進費の直接経費及び間接経費の総額となります。提案時には、直接経費の 30% を上限として間接経費を算出し、直接経費と間接経費の合計を提案額としてください。

提案にあたっては、研究開発期間中における所要額（概算）を算出し、提案書類に記載していただきますが、実際に支出される委託研究開発費の額は、採択後、審査の結果等に基づき協議の上、調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

研究開発期間中に、推進委員会等の判断により、研究開発の進捗状況、民間企業の活動状況、共創コンソーシアムの活動状況及び中間評価結果等を踏まえ、委託研究開発費の調整を行うことがありますので予めご了承ください。

① 直接経費

直接経費とは、プロジェクトの実施に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

イ) 物品費

- ・ 新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費

ロ) 旅費

- ・ 領域統括及び共創コンソーシアム参加者の旅費、当該プロジェクトの実施に直接的に必要な招聘旅費等

ハ) 人件費・謝金

- ・ プロジェクトを実施するために直接必要な年俸制等の雇用者（研究員、技術員等。ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者を除く）の人件費、データ整理等のための時給制等の技術員、研究補助者等の人件費、リサーチ・アシスタントの人件費、講演依頼謝金等。また、人件費支出に関する詳しい要件等は、Q&A を確認ください。
- ・ 研究員の雇用に際しては若手の博士研究員のキャリアパス支援についてご留意ください。詳細は、「第4章 20. 若手の博士課程研究員の多様なキャリアパスの

支援について」をご確認ください。

(リサーチ・アシスタント (RA) の雇用について)

- ・ 博士課程(後期)在学者については、少なくとも以下の例と遜色ない処遇を行うことによって優秀な学生を確保することを要件とします。したがって、学生が共同研究に参画できるよう、給与単価を年額では 300 万円程度、月額では 25 万円程度とすることを推奨しますので、これを踏まえて直接経費に計上してください。
- ・ 具体的な資格要件、支給額・支給期間等については、大学等にてご判断いただきます。上記の基準以上又は以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度又は所属する大学等にて支障がなく、他制度については従事時間に基づく経費の按分が可能なことが前提となりますが、複数の制度からの受給について JST から制限を設けるものではありません。
- ・ 「第1章 2-3.(2)④産学による人材育成が可能な体制の構築」に記載のとおり、本プログラムにおいては、将来的な産学パートナーシップの拡大を自立的に図る観点から、民間資金による学生の雇用を推奨します。
- ・ JST の委託研究開発費により学生を雇用する場合においても準用してください。

参考：COI プログラムの RA の単価：月額 17 万円程度を推奨

日本学術振興会特別研究員 (DC) の研究奨励費：月額 20 万円

新卒研究員給与 (博士課程修了者) ※：月額 25.8 万円

新卒技術者給与 (博士課程修了者) ※：月額 24.8 万円

※人事院平成 27 年職種別民間給与実態調査 表 3 初任給関係職種の職種別、地域別平均初任給月額より

ニ) その他

- ・ 上記の他、プロジェクトを実施するために必要な経費、研究成果発表費用、機器リース費用、運搬費、外注費等。

以下の経費は直接経費として支出できません。

- ・ 当該プロジェクトの研究開発目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの

なお、その他研究開発を目的とした再委託は原則禁止です (業務委託は可能です)。

直接経費からの支出が適当か否かの判断が困難な場合は、JST へお問い合わせください。

JST では、一部の項目について委託研究開発契約書や事務処理マニュアル等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。

② 間接経費

間接経費とは、研究開発に関連した研究環境の改善や機能向上のための経費をいい、直接経費の 30%を上限とします。

2. 公募の内容

(1) 採択予定数

4 研究領域・共創コンソーシアムを予定しています。

(2) 提案の対象となる機関

大学等及び民間企業の連名により提案してください。

① 大学等

国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）

② 民間企業

企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）及びその他の大学等には含まれない法人

(3) 提案者

本公募では、参画する大学等（提案時においては、3 大学等以上の参画を要件とします）及び民間企業（提案時においては 5 社以上を要件とする）群の連名による提案を募集します。

提案書の申請は幹事機関となることを予定している大学等が行ってください。

(4) 提案の方法

本公募では、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を用いて提案を行っていただきます。また、提案書表紙（提案者（上記）の押印済み）及び参画する企業のパンフレット（作成している場合）を郵送にて提出いただきます。e-Rad による申請につきましては「第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項等」を確認してください。

提出された提案書類は、本プログラムの目的達成にふさわしい研究領域・共創コンソーシアムを採択するための審査に使用するもので、記載された内容等については「第4章 2 5. 提案情報及び個人情報の取り扱い」に準じます。

提案書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

【提案書様式の入手方法】

e-Rad で受付中の公募一覧から公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、下記ホームページからもダウンロードできます。

本プログラム公募情報	http://www.jst.go.jp/opera/koubo.html
------------	---

(5) 提案書類の提出期限

電子申請（e-Rad）：平成 28 年 6 月 6 日（月）正午＜厳守＞

郵送が必要な書類：平成 28 年 6 月 6 日（月）（当日消印有効）

- ※ 公募期間中に限って、提案の補正は可能です。
- ※ e-Rad による公募は、提出期限後に自動的に終了しますので、十分に時間的余裕をもって申請してください。e-Rad の操作方法については第5章をご確認ください。
- ※ 「提案書表紙(幹事機関、参画する大学等及び民間企業の押印済み)」及び企業パンフレット(作成している場合)を e-Rad による提案書提出後、速やかに郵送してください。なお、提案書表紙の押印が全て揃わない場合、押印が済んだ分の提案書表紙のコピーを提出期限までの郵送に含めていただき、全ての機関からの押印を済ませた原本は6月30日(木)必着で郵送してください。

(6) 提案に必要な書類

	提案書類	電子申請 (e-Rad)	郵送 (着払い不可)
1	提案書表紙 (様式 1) ・ 幹事機関、参画する大学等及び民間企業の押印済みのこと	—	1 部
2	提案書 (様式 2~11)	○	—
3	民間企業パンフレット		民間企業毎に 1 部

【郵送が必要な書類の提出先】

郵送が必要な書類は、一括して次の宛先へ郵送してください。

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町
 国立研究開発法人科学技術振興機構
 イノベーション拠点推進部 共創プラットフォーム担当
 電話番号：03-5214-7997

(7) 提出にあたっての注意事項

- ① 「e-Rad による提出」は平成 28 年 6 月 6 日 (月) 正午締切です。締切直前はシステムが混雑する可能性がありますので余裕をもって申請してください。
- ② 申請にあたっては、必ず参画する全ての機関の事前了解を得ておいてください。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。
- ③ 幹事機関が代表して申請を行ってください。
- ④ 提案書類作成にあたっては、様式を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。また、提案書は、印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、WORD から PDF への変換処理をしてください。PDF 変換は必ず e-Rad の機能を使用して行ってください (参照マニュアル：研究者向けマニュアル「Ⅱ 操作説明 3.1 PDF 変換」)。(e-Rad にアップロードできる最大容量は 10MB です)

- ⑤ 提案書には下中央に通し頁番号を付けてください。
- ⑥ 提案書（様式2～11）は全て、e-Radにアップロードしてください（郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受けられません）。誤って郵送された場合も受理しません。発送者への返却は行わず、シュレッダー処理いたします。
- ⑦ PDFファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。設定された場合、アップロードしなかったものとして取扱い、要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
- ⑧ 必須としている提案書類に不足・不備がある場合は要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
- ⑨ 締切後、提出いただいた書類の返却、差し替え、追加、変更等には一切応じられません。なお、秘密保持については厳守いたします。

（8）医療分野の公募について

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の設立に伴い、医療分野の研究開発及び医療分野の研究開発のための環境の整備は、AMEDが一元的に実施することとなりました。

そのため、本プログラムの公募では、医療分野の研究開発に限定されるものは原則として募集の対象外となります。詳細は、AMED ホームページをご参照ください。

AMED ホームページ http://www.amed.go.jp/

3. 提案書の記載について

「第1章 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムの概要」を踏まえて、以下の提案書類を作成してください。各様式の具体的な記載要領は、各様式に青字で注釈・例示をしています。なお、提出時には青字及び様式中の注釈・例示は全て削除してください。

- （様式1）提案書表紙
- （様式2）提案書【基本情報】
- （様式3）提案書【技術・システム革新シナリオ構想】及び別紙
- （様式4）提案書【研究開発計画】
- （様式5）提案書【資金計画】
- （様式6）提案書【領域統括データ】
- （様式7）提案書【民間企業に関する情報】
- （様式8）提案書【他事業の受給・申請状況】
- （様式9）提案書【特許リスト・論文リスト】
- （様式10）提案書【倫理面への配慮】
- （様式11）提案書【特殊用語等の説明】

4. 審査の方法及びスケジュール

(1) 審査の方法

提案内容等については、形式審査、書類審査、幹事機関訪問による審査（サイトビジット）（必要に応じて実施）、面接審査による審査を行います。審査の過程においては、提案内容等について問い合わせを行う場合があります。

書類審査、サイトビジット等は、推進委員会が行いますが、必要に応じて外部専門家の協力を得る場合があります。

審査は非公開で行われますが、提案内容との利害関係者は、当該提案の審査を担当しません。また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

なお、審査の経過は通知いたしません。また、お問い合わせにも応じられません。提出された提案書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(2) 審査の手順

審査は、次の手順により実施します。

① 形式審査

提出された提案書類について、応募の要件（提案者の要件、提案の要件、必要な書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等）を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

推進委員会にて、書類審査を実施し、サイトビジットを実施する提案を選定します。

※ サイトビジット

書類審査の結果を踏まえ必要に応じて、推進委員会にて、サイトビジットを実施します。

サイトビジットの実施要領・日程等は改めてお知らせいたします。

③ 面接審査

推進委員会にて、面接審査を実施します。

面接審査の実施要領・日程等は改めてお知らせいたします。

④ 採択研究領域・共創コンソーシアム候補の決定

書類審査、サイトビジット及び必要に応じて実施する面接審査の評価を踏まえ、JSTは、採択候補提案を決定します。

⑤ シナリオ及び研究開発計画等の調整

採択候補提案に関し、提案者と研究開発の計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行います。条件が合意できない場合は、辞退とみなします。

⑥ 研究領域・共創コンソーシアムの決定

条件の合意が得られた研究領域・共創コンソーシアムを JST が決定します。

⑦ 個別研究開発課題の決定（修正不要な課題）

研究領域・共創コンソーシアム決定後、個別研究開発課題について委託研究開発契約を締結し、研究開発を開始します。

⑧ 個別研究課題の決定（修正が必要な課題及び追加課題）

審査を踏まえ見直しが必要となった個別研究課題の計画については、修正した計画を提出後、委託研究開発契約を締結し、研究開発を開始します。また、研究領域・共創コンソーシアム決定後に新たに追加する課題については、研究開発計画提出時に審査します。

（3）審査の観点

審査（形式審査は除く）は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

① 技術・システム革新シナリオ、研究領域及び個別研究開発課題の提案

- ・ 経済的・社会的変動要因を踏まえ、社会システム・産業構造に大きな変革をもたらし、市場の開拓を行い得る、新たな価値を提案しているか。
- ・ 新たな価値の創出の実現に不可欠なキーテクノロジーを特定しているか。
- ・ 上記を踏まえ、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域が設定されているか。
- ・ 大学等と複数の民間企業が参画する非競争領域での革新的な研究開発課題が提案されているか。

② 目標・アプローチの妥当性

- ・ キーテクノロジーの実現に向けた技術面、制度面等の課題や、同課題の解決に向けた目標・アプローチが具体的かつ明確であるか。

③ 産学共同での研究開発体制の妥当性

- ・ 領域統括を中心とした産学共同での共創コンソーシアムが適切に形成されており、幹事機関の支援体制及び産学の役割分担が明確になっているか。
- ・ 複数の民間企業が参画し、共同研究の推進に十分な民間資金を確保する計画があるか。また、研究領域の選定後に個別の研究開発課題を 10 件程度、民間企業を 10 社程度確保できる可能性があるか。
- ・ 研究領域における非競争領域・競争領域の研究特性を踏まえた、研究成果の取扱い方針が明確にされているか。
- ・ 学生や若手研究者を含む多様な人材の参加を促す体制が提案されているか。
- ・ 各民間企業からの共同研究費は、従来実施されていたものと比較して高額となっているか。

④ 新たな基幹産業の育成につながる基盤技術の確立の可能性

- ・ 新たな基幹産業の育成につながる基盤技術の確立が期待できるか

⑤ プラットフォームの成長のための方策

- ・ 上記のほか、オープンイノベーションを加速し、プラットフォームを成長させるため

の方策が適切か。

なお、採択後又は研究開発期間中に追加される、マッチングファンドの対象となる個別の研究開発課題については、上記の観点に準じて、随時、審査を行います。

(4) 結果の通知等

- ① 最終的に、全ての提案について結果の通知を行います。
- ② 決定した研究領域については、研究領域名、領域統括の氏名・所属機関名・役職、幹事機関名、参画機関名、プロジェクトの概要をホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。
- ③ 提案情報の管理については「第4章 24. 提案情報及び個人情報の取り扱い」を参照してください。
- ④ 研究開発開始後にも、推進委員会等の判断により、研究開発の進捗状況、民間企業の活動状況、共創コンソーシアムの活動状況及び中間評価結果等を踏まえ、委託研究開発費の調整（研究開発費支援の終了含む）を行うことがあります。

(5) スケジュール

- | | |
|-----------|----------------------|
| ○ 公募開始 | 平成28年 3月25日（金） |
| ○ 公募終了 | 平成28年 6月 6日（月） |
| | ・ 電子申請（e-Rad）：正午＜厳守＞ |
| | ・ 郵送が必要な書類：当日消印有効 |
| ○ 書類選考 | 平成28年6月中旬 |
| ○ サイトビジット | 平成28年7月上旬（必要に応じて実施） |
| ○ 面接選考 | 平成28年7月中旬 |
| ○ 選考結果の通知 | 平成28年7月下旬 |
| ○ 研究開発の開始 | 平成28年8月～ |

※ 採択した研究領域については、領域統括を中心として、採択時の条件等を反映したシナリオ及び実施計画書（年度毎の研究開発計画及び民間資金の計画等）を改めて作成していただきます。JSTはこれらに基づき、大学等と委託研究開発契約を締結します。

※ 見直しが必要な研究開発計画及び研究開発開始後の新たな研究開発課題の追加については、随時申請を受け付け、審査の後に委託研究開発契約又は変更契約を締結し研究開発を開始することとなります。

第2章 公募の概要

(共創C：共創コンソーシアム)

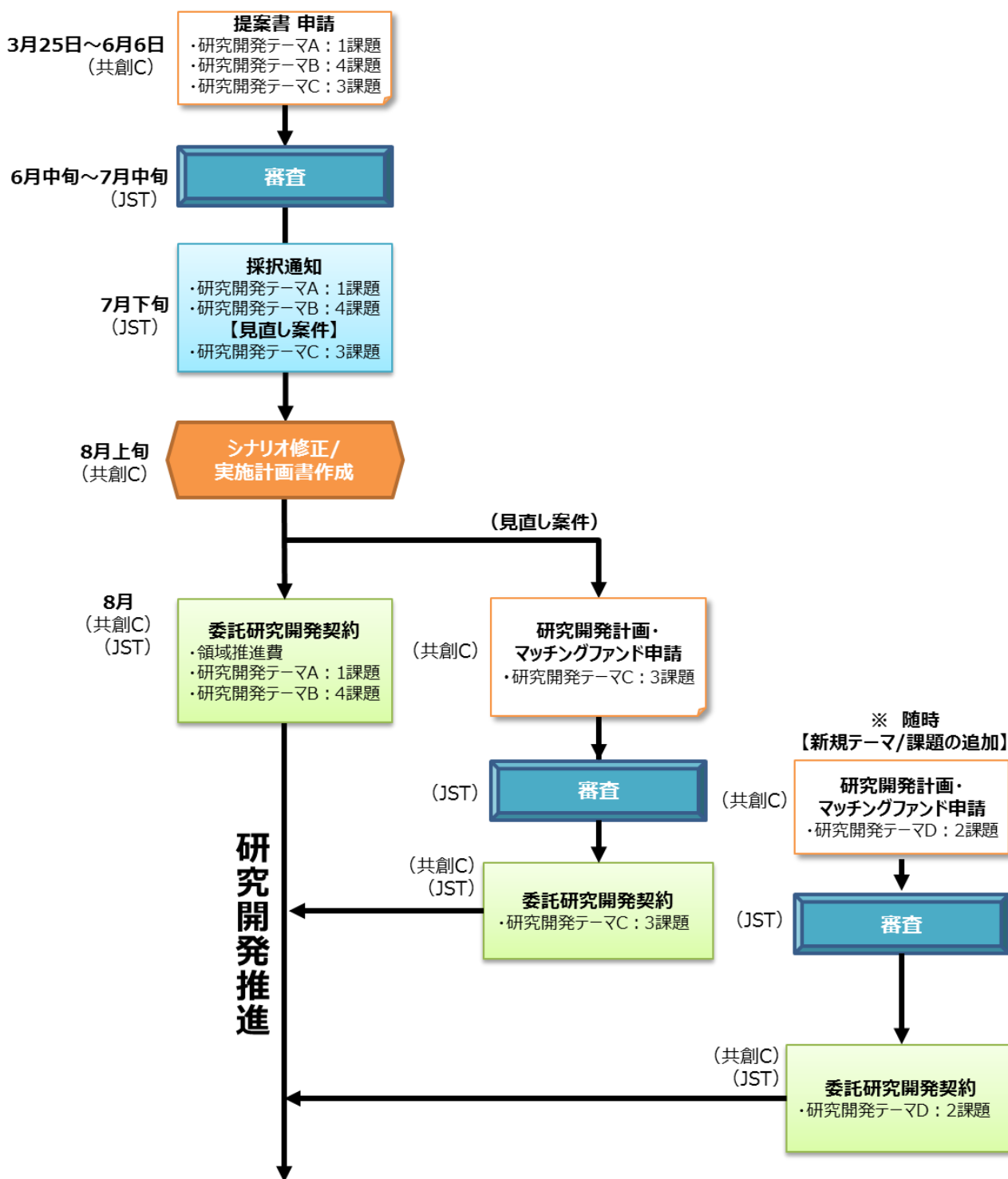


図2 採択の流れ

第3章 採択後の責務等

1. プロジェクトの実施

プロジェクトに参画する大学等及び民間企業は、幹事機関を中心として「共創コンソーシアム」を設置し、プロジェクトを実施していただきます。

プロジェクトの実施にあたっては、当初のシナリオにとらわれず、必要に応じて、適宜研究開発計画、体制の見直しをおこない、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指すとともに、新たな基幹産業の育成が図れる持続的な研究環境・研究体制・人材育成システムを持つプラットフォームの形成を目指して取り組んでいただきます。

支援期間の終了後においても、共創コンソーシアムを核とした研究環境・研究体制・人材育成システムにより、新たな基幹産業の育成に向けた研究開発活動の継続につとめ、産学共創プラットフォームの成長・発展に貢献していただきます。

2. 領域統括等の責務等

領域統括、研究開発責任者、研究開発担当者及び共創コンソーシアム担当者は、JST の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識、公正かつ効率的に執行する責務があります。

※ 研究開発責任者とは、JST が契約する大学等における研究開発の責任者をいいます。幹事機関においては領域統括とします。

研究開発担当者とは、大学等において研究開発に参加する担当者をいいます。

(1) プロジェクトのマネジメント

領域統括は、プロジェクト遂行上のマネジメント、成果の公表等、体制の構築等、推進全般についての責任を持つ必要があります。特に、シナリオの作成、実施計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等は、領域統括が行ってください。

万一、参画企業の経営上の都合等により、研究開発の継続に困難が生じた場合、領域統括は速やかにその旨を JST に連絡してください。

(2) プロジェクト内の予算配分

領域統括は、プロジェクトを実施するにあたり、研究領域への定められた予算額内において、委託研究開発費の配分権限及び説明責任を持ちます。領域統括は、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指して、機動的な予算配分を行ってください。

(3) プロジェクトの評価等への対応

推進委員会等は、中間評価等の結果に基づき、研究開発計画や共同研究体制の見直し等を領域統括に求めることがあります。評価結果によっては、研究開発計画の変更だけでなく、研究開発費の増額・減額や支援の中止を行うことがあります。

(4) 情報共有の推進

研究領域での研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、共創コンソーシアム内での有用な知見・知的財産権などの情報共有が重要です。

領域統括は、設置する協議会等にて大学等や民間企業の担当者とともに、情報共有の方

法（定期的な連絡会等の開催等）、許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取り扱い等について協議し、共創コンソーシアム内の情報共有を推進する必要があります。

3. 大学等の責務等

JST と契約を締結する大学等は、競争的資金によるプロジェクトの実施にあたり、その原資が公的資金であること、本公募事業が国費を原資としたものであることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等を防止する措置を講じることが求められます。

（1）委託研究開発契約の締結

JST は、以下の要件を満たすことを前提に、参画する大学等と機関別に「委託研究開発契約」を締結します。

- イ) 共創コンソーシアムに参画する民間企業が、マッチングファンド形式により研究資金を拠出すること。
- ロ) 共創コンソーシアムにおいて参画する大学等及び民間企業の間で共同研究契約等が締結されること。

契約を締結するにあたっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（経費の積算を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択された研究領域であっても契約に至らない場合があります。

なお、予算上の制限等やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の変更あるいはプロジェクトの中止を求めることがあります。

（2）経理管理、実施報告

JST と委託研究開発契約を締結した機関は、委託研究開発費の経理状況を常に把握するとともに、委託研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、本委託研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

また、委託研究開発契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。支援期間終了時には、完了報告書を JST に提出していただきます。これら報告書は幹事機関で取りまとめてください。

（3）取得物品の帰属

JST が支出する委託研究開発費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

（4）調査への協力

支援期間終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）等にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。

4. 民間資金の管理

幹事機関においては、共創コンソーシアムに提供される民間資金の管理を適切に行ってください。また、大学等において、共同研究費を計上する際には、直接経費・間接経費に関わらず、積算根拠を明確にした上で、民間企業と調整してください。毎年度終了時に、実績を JST へ報告していただきます。

民間企業は、共創コンソーシアムの活動について自ら支出する経費に関する帳票類について、当該企業等の内部規定に基づいて保管してください。

5. 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進するシステム・体制等の整備状況（知財の取り扱いルールや人材育成システム等）をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。そのため、領域統括には、両者の協議により、民間企業のメリットに十分留意して、民間企業が高いモチベーションを持って取り組むことができる具体的な研究開発の仕組みについて検討していただきます。

（例）

- ・ フォアグラウンド IP（プロジェクトの実施により得られた知的財産権）の共創コンソーシアム内での無償を含む低廉実施又は期間や範囲を定めた優先実施等のルール
- ・ 不実施補償を求めないことを含む共有特許の柔軟な取扱いルール
- ・ バックグラウンド IP（プロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後に本プロジェクトとは関係なく取得した知的財産権）の本プロジェクトでの研究開発の推進を目的とした範囲における、プロジェクト期間中の無償実施等のルール

6. 研究開発の成果等の発表

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各研究領域が定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、拠点で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、支援期間中及び終了後に、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。

新聞、図書、雑誌論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご一報いただくとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

7. その他

(1) JST フェアについて

JST では、JST 事業の紹介・成果紹介を行う、JST フェアを 2015 年度に続き、2016 年度も平成 28 年 8 月 25 日（木）、26 日（金）の 2 日間、東京ビッグサイト（東京・有明）にて「JST フェア 2016～科学技術による未来の産業創造展～」として開催する予定です。

本プログラムにおきましても、「研究領域・共創コンソーシアム」のパネル紹介等を予定しています。詳細は、採択後にご案内いたします。

(2) インターネットホームページについて

新たな大学等や民間企業を呼び込む開かれた研究開発体制構築の一貫として、採択通知後、60 日以内を目処に、各「研究領域・共創コンソーシアム」独自のホームページの公開をお願いいたします。

第4章 応募にあたっての留意点

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、第4章で対象とする研究機関は、本プログラムにおいて、JST と委託研究開発契約を締結する大学等とします。

1. 研究倫理に関する誓約について

本公募における領域統括及び研究開発責任者は、以下の項目に関して誓約していただきます。(e-Rad での個別項目にチェックを入れてください)

- ① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約します。
 - ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- ② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約します。
 - ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm
- ③ 本提案が採択された場合、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約します。
- ④ 本提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約します。

2. 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について

領域統括は、研究倫理に関する教育プログラムを修了していることが応募要件です。修了していることが確認できない場合は、要件不備となりますのでご注意ください。研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の①～②のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第5章府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項等」をご覧ください。

- ① 所属機関におけるプログラムを修了している場合
所属機関で実施している e-learning や研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-learning プログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

② 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-learning プログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-learning プログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-learning プログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記ホームページより受講登録をしてください。

<https://edu.citiprogram.jp/jstregh28.html>

受講登録及び受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担はありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び修了証番号を申告してください。

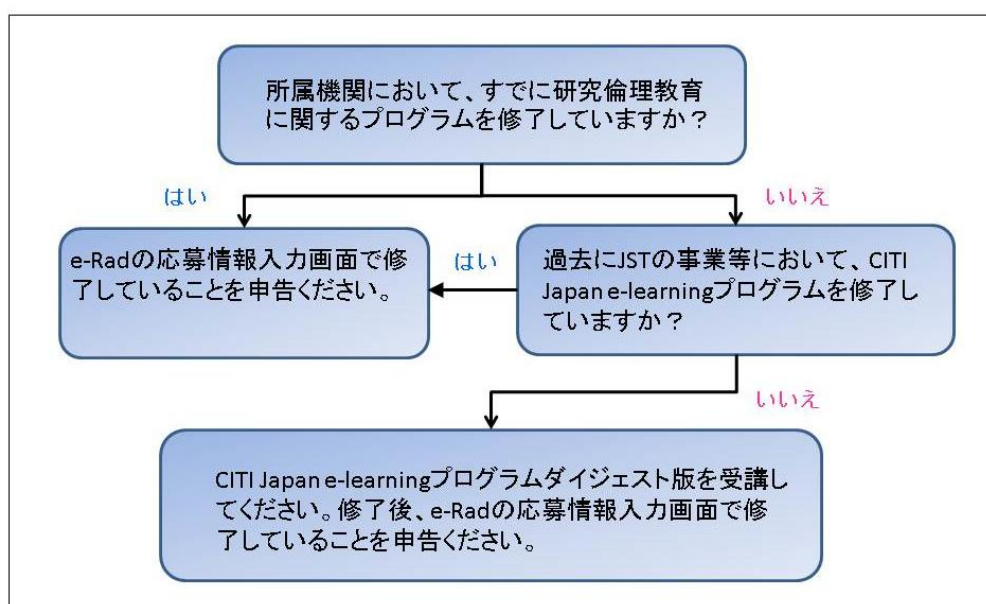
③ ②-b において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、応募要件を満たさないことになりますので、公募終了日に間に合うよう、速やかに受講・修了してください。

■CITI Japan e-learning プログラムの内容に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 研究公正室

E-mail : ken_kan[at]jst.go.jp

※[at]を @ に置き換えてください。



なお JST では、「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」に参画する研究者等について、JST が指定する「CITI Japan e-learning プログラム」の単元を受講・修了を義務づけております。採択の場合は、原則として全ての研究参画者に JST が指定する「CITI Japan e-learning プログラム」の単元を受講・修了していただきます（但し、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する CITI Japan e-learning プログラムの単元を修了している場合を除きます）。

3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

（１）不合理な重複に対する措置

領域統括が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（２）過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（補足１）

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

5. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他の制度への申請段階（採択が決定していない段階）での本プログラムへの申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本プログラムの審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には提案書類の様式8に従ってその内容を正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、提案の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

6. 研究開発費の不正使用及び不正受給への対応

研究領域における研究開発費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究開発費の不正使用等が認められた場合の措置

① 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた研究機関について、委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加※1の制限等の措置

本プログラムの研究開発費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、

不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※²に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、プログラム名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

- ※1 「申請及び参加」とは、新規研究領域の提案、応募、申請を行うこと、研究開発担当者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究領域（継続課題）への研究責任者又は研究開発課題代表者等として参加することを指す。
- ※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

研究費等の使用の内容等	応募制限期間（補助金等を返還した年度の翌年度から※ ³ ）
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2 ～ 4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1 ～ 2 年

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

③ 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、プログラム名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。（http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm）

7. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※1の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

8. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、研究開始（委託研究開発契約締結日）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm）をご覧ください。

- ・他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。
- ・チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のホームページ及びe-Radに登録された「事務代表者」宛でのメール連絡により、行われる予定です。
- ・チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

「体制整備等自己評価チェックリスト」に関するよくある質問と回答（FAQ）（平成26年8月改訂版）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1302200.htm

ただし、平成27年9月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

注意：提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、

e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。

登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

○公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置

- ・ 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、又は、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限（1 年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減（段階に応じ最大 15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

○不正行為等の報告および調査への協力等

- ・ 研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、不正使用にあつては、告発等の受付から 30 日以内に、不正行為等（不正使用を除く）にあつては、研究機関があらかじめ定めた期間内（告発等の受付から 30 日以内を目安）に、それぞれ告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を JST に報告ください。
- ・ 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JST と協議しなければなりません。
- ・ 不正使用に係る告発等を受けた場合は受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書について、又不正行為等（不正使用を除く）に係る告発等を受けた場合は研究機関があらかじめ定めた期間内（本調査の開始後 150 日以内を目安）に本調査をとりまとめた調査報告者をそれぞれ JST に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JST に報告する必要がある他、JST の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JST へ提出する必要があります。
- ・ また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- ・ 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）※を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

10. 研究活動の不正行為に対する措置

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

① 契約の解除等の措置

本プログラムの研究領域において、研究活動における不正行為が認められた場合、委託研究開発契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加の制限等の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加の制限措置を講じます。

また、応募及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※)
不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 不正使用等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

③ 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本プログラム以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

④ 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

さらに JST においても、当該事案の概要（研究者氏名、プログラム名、所属機関、研

究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

1 1. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

(1) 採択された研究者の責務など

領域統括及び研究開発責任者は、JST の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

領域統括及び研究開発責任者には、提案した研究領域が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則等を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われており、研究開発上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究者等に対して研究開発上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-learning プログラム)の履修を義務付けるとともに、履修を周知し、内容を理解してもらうことを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、当該研究者等に係る研究開発費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 研究機関の責務等

JST は、委託研究開発契約において、参画する研究者等が、JST が指定する研究倫理教材の履修義務を果たさない場合は、当該研究者等に係る研究開発費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがあることに同意していただきます。

1 2. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、委託研究開発費の配分の停止や、委託研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

1 3. 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、プログラム完了の年度の翌年度から5年間、適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各研究機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式により JST に報告が必要となります。

14. 繰越について

研究開発の進捗に伴い、研究開発に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、JSTにご相談ください。

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究開発計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越に対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています（繰越制度は、複数年度契約を締結する研究機関を対象とします。）。

15. 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、本プログラムの経費の取扱については補足2の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

16. 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

17. 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

18. 年度末までの研究期間の確保について

年度末一杯まで研究を実施することができるよう、会計実績報告書と研究開発成果報告書の提出期限を翌事業年度5月31日とします。研究開発が3月31日以外の日を終了する場合は、提出期限を研究終了後61日以内とします。

各研究開発機関は、これらの対応が年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、研究開発機関内において必要な体制の整備に努めてください。

19. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成27年11月25日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成27年3月31日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「ナノテクノロジープラットフォーム事業」

<http://nanonet.mext.go.jp/>

20. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源によるRA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにより、博士課程（後期）学生を積極的にRAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

2 1. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年度12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、研究開発費により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

2 2. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究開発成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究開発等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji_shukanri03.pdf

2 3. 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発※の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までに必ず所定の手続きを完了してください。

※ 詳しくは下記ホームページをご参照ください。

- ・ 文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm
- ・ 環境省ホームページ「「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

2 4. 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

2 5. 提案情報及び個人情報の取り扱い

（１）提案情報の管理について

提案書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の研究領域に関する情報（研究領域名、領域統括の氏名・所属機関名・役職、幹事機関名、参画機関名など公募要領で、公表することを明記されている情報及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜 JST のホームページ等において公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

（２）個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係

法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本プログラムの審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

26. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野に関する研究者等は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター※に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究開発機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月にJSTに設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究開発全体が活性化されることを目指しています。

27. オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。

本プログラムで得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf

28. JSTの関連事業における重複応募の制限について

本プログラムの提案募集に関して、JSTの関連事業（JST事業）との間で、重複応募についての一定の制限があります。

本プログラムの採択研究領域候補となった結果、JSTが運用する全ての競争的資金制度を

第4章 応募にあたっての留意点

通じて、研究開発課題等への参加が複数となった場合には、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を1件選択する等の調整を行うことがあります(平成28年度以前に採択された研究開発課題等で当該研究開発期間が、平成28年度内に終了する場合を除きます)。

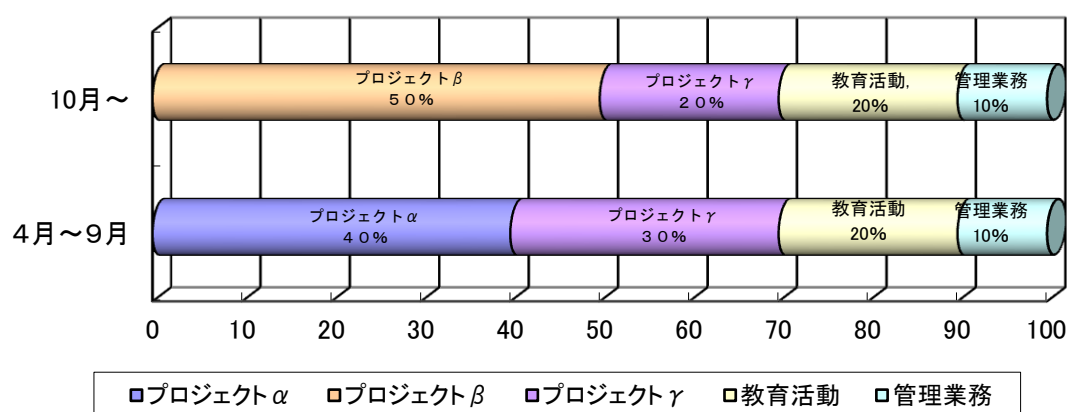
なお、調整対象となるのは領域統括、研究開発責任者及び主たる研究開発担当者も含まれます。

補足1. エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

補足2. 府省共通経費取扱区分表について

府省共通経費取扱区分表

制度・事業名：産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム

	大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の 設定・ 取扱等	特記事項
直接経費	物品費	設備備品費	＜補助金＞ 業務・事業の実施に必要な機械装置、工器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。なお、設備備品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。 ＜委託費＞ 配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）		○当事業での取り扱いが補助金に準ずる
		消耗品費	＜補助金＞ 業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM 等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品等 ＜委託費＞ 配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）		○当事業での取り扱いが補助金に準ずる
	人件費・ 謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する者の経費 ・研究探検者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ボスドワ等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアシスタント、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 ＊人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		○人件費全般 ・研究開発計画書に記載された者であり、直接従事する部分を区分でき、従事した状況を証拠書類として保管/提出できること （ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者を除く）
		謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金等 ＊謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		
	旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ④研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等 ＊旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 ＊旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 ＊「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		○旅費全般： ・原則として研究開発計画書に記載された者であること ○学生に対する旅費： ・教育のみを目的とする支出は不可 ○赴任旅費： ・当該研究開発の専従者でない場合は支出不可
		外注費	外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等 ＊「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
	その他	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等		
		会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く）等		○会議等に伴う飲食代・レセプション代： 以下に該当すること ・当該研究開発に直接関係する会議を主催する場合であること ・外部の研究開発参加者が参加する会合であること（研究開発チーム内の研究者等は所属機関が異なる場合であっても外部研究者とは見なしません） ・研究開発機関の規定に沿った必要最小限の支出であること
		通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料等		
		光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		○専用メーターに拠らない場合は、合理的根拠により算定すること
		その他（諸経費）	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借借（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品、廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く）等		○研究開発機関内の施設・設備使用料： ・自らが所有する施設・設備の使用料の計上にあたっては、利用規則等に準じ、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行うこと ○学会参加費： ・不可分の飲食費が含まれる場合には、旅費日当との二重払い等により過剰な支出とならないよう、各機関の規定に従って適切に処理を行うこと ○求人費： ・当該研究開発の専従者を対象とするものであること ○振込手数料： ・当該研究開発に直接必要なものに係る手数料として区分できること ○研究成果発表費： ・書籍出版費は営利目的の出版でないこと ○特許関連経費： ・受託機関が所継する発明等に係る特許関連経費（出願料、審査請求料、登録料等）は間接経費より支出すること
		消費税相当額（委託費のみ）	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料の6％に相当する額等、消費税に關して非（不）課税取引となる経費		
間接経費			直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。		
再委託費・共同実施費			委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）		○再委託費・共同実施費は原則として計上不可

＊本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

(別紙2)

府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成22年12月16日

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改定）で定められている「直接経費」の定義（※）を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるので、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金分配を行っている制度であって、運用上現行の取扱を行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と 注意事項等

1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad を利用した提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録(アップロード)と郵送書類の送付による提出が必要となります。

- ・本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における代表研究機関」は幹事機関とします。
- ・提案書の作成は、幹事機関に属する領域統括が取りまとめて行い、e-Rad を利用した応募情報登録は幹事機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・本提案においては科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。
- ・提案書の様式と e-Rad の記載に、齟齬がないように十分に注意してください。提案書の記載内容を修正した場合、e-Rad 応募情報にも最新の情報が転記されているよう必ず修正してください。

3. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用に当たっての留意事項

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) システムの利用可能時間帯

(月～日) 0 : 00～24 : 00 (24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 幹事機関の登録

本プログラムに幹事機関として提案を希望する大学等は、提案時までに e-Rad に研究機関登録されていることが必要となります。

幹事機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをし

てください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

(4) 研究者情報の登録

幹事機関は領域統括の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得するようにしてください。e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用のマニュアルを参照してください。

4. システムを利用した申請の流れ

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への研究機関登録

幹事機関で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>



事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル「Ⅰ. 1.7 ログイン」



部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に代表者となる方、領域統括）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル「Ⅱ. 2. 研究者情報管理」
「Ⅱ. 3. 研究機関情報管理」



公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

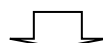
参照：<http://www.jst.go.jp/opera/koubo.html>



応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書を幹事機関の事務代表者がアップロードします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル「Ⅱ. 1.1 公開中の公募一覧」



JST にて応募情報を受理

5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

本プログラムそのものに関する問い合わせは JST の担当部署にて受け付けます。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

【産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム】ホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○本プログラムホームページ：<http://www.jst.go.jp/opera/>

○e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

本プログラムに関する問い合わせ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム担当	03-5214-7997 (TEL) 午前 10:00～午後 5:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く opera@jst.go.jp (e-mail)
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	平成 28 年 3 月 31 日まで 0120-066-877 (フリーダイヤル) 平成 28 年 4 月 1 日から 0570-066-877 (ナビダイヤル) 午前 9:00～午後 6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

6. 提案書類提出・作成時の注意事項

- ① e-Rad をご利用の上、提出してください。システムの操作マニュアルは、「7. 府省共通研究開発システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。
- ② 本プログラムの内容をご確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。提案書類(電子媒体)は「Word」で作成の上、PDF 変換は必ず e-Rad の機能を使用して行ってください(参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル「Ⅱ. 7. PDF 変換」)。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF

ファイルの内容を必ず確認してください。

- ③ アップロードできる1ファイルあたりの最大容量は10MBです。
- ④ 提出締切日までに、システムの「応募課題情報管理」で表示される課題の「状態（申請進行）」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず「配分機関処理中」にならない場合は、提出締切日までに余裕をもってe-Rad ヘルプデスクまで連絡してください。
- ⑤ e-Rad による課題申請書のアップロード等は締め切りの数日前に余裕をもって行ってください（締め切り間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります）
- ⑥ 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書様式の注記等を熟読のうえ、注意して記入してください。（提案書様式のフォーマットは変更しないでください。）公募締切後の差し替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却は致しません。

7. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と注意事項

（1）e-Rad 利用時の注意点【重要】（必ずお読みください。）

① PC 環境の確認

e-Rad を利用する前に必ず PC の推奨動作環境をご確認ください。利用する PC 環境により推奨ブラウザが異なる場合がありますのでご注意ください。

・推奨動作環境は、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>

② e-Rad 登録入力

e-Rad システムでは、負荷軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、画面右上の「画面を表示してから経過した時間」が1時間経過すると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存又は確定されなかったデータは保存されませんので十分にご注意ください。

（2）操作説明

『e-Rad ポータルサイト』画面

<http://www.e-rad.go.jp/>

・「e-Rad へのログイン」をクリック

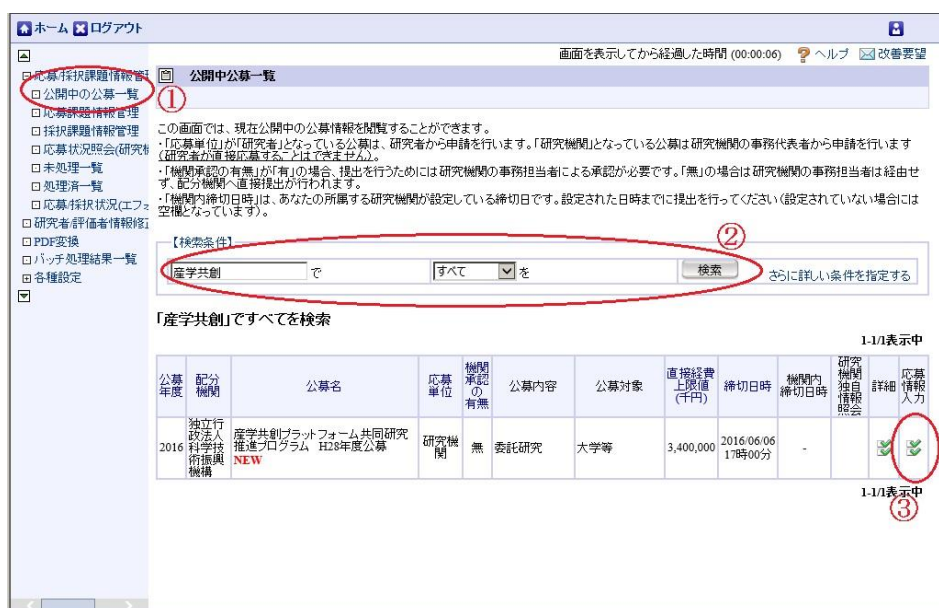


『ログイン』画面

- ・ e-Rad 上の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック



『事務担当者向けメニュー』画面



- ① 【応募/採択課題情報管理】－【公開中の公募一覧】をクリック
- ② 検索条件に「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」と入力して『検索』をクリック
- ③ 表示される公募から、該当公募名の最も右側にある項目『応募情報入力』をクリック
 ※ e-Rad 操作マニュアル（研究機関事務代表者向け）(<https://www.trial.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) の「Ⅱ. 操作手順 1.1 (A) 公募情報の検索」も併せてご参照ください。

『応募条件』画面画面

- 画面に表示された注意事項をよくお読みの上、ご承諾いただける場合は、「承諾」をクリックしてください。

画面を表示してから経過した時間 (00:01:36) ? ヘルプ 改善要望

応募条件

承諾 戻る

この公募への応募にあたっては、以下3点の注意事項があります。十分に記載内容を確認した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

- 1. 対象の公募の「応募単位」の確認**
 公募情報には「応募単位」という区分があり、「研究者単位」と「研究機関単位」の2つのパターンがあります。
 このうち、**研究者の方が直接応募を行うことができるのは「研究者単位」の公募のみです。**
 もう一つの「研究機関単位」の公募は研究機関の事務代表者が主として応募を行う公募であり、研究者自身から**応募を行うことはできません。**
 「研究機関単位」の公募への応募を希望する場合には、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。
 対象の公募がどちらのパターンであるかについては、「公開中公募一覧」画面(この画面の前の画面)の「応募単位」列で確認可能です。
- 2. ご自身のPC等の利用環境の確認**
 お手元の環境(パソコンのOS、ブラウザ等)が推奨環境であることを確認の上、申請を行ってください。
 推奨環境以外で御利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
 e-Radにおいて指定している推奨環境についてはこちらを御確認ください。
<http://www.trial.e-rad.go.jp/requirement.html>
- 3. 配分機関からの注意事項の確認**
 この公募に関して、配分機関からの注意事項がある場合には以下にその内容が表示されます。
 内容を十分に御確認いただき、了承した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

注意事項はありません。[承諾]ボタンをクリックしてください。

『応募情報登録』画面

- 研究開発課題名(必須): 提案書(様式2)の「研究領域名称」を転記してください。

応募情報登録 - Internet Explorer

画面を表示してから経過した時間 (00:00:19) ? ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2016年度 / 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム H28年度公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織の連絡欄		

研究機関コード XXXXXXXX

研究機関名 和名 XXXXXXXX大学

研究機関名 英名 University of XXXX

研究機関区分 国立大学

責任者氏名 〇〇 〇〇

責任者役職 XXXXX

事務代表者担当部課名 XX部〇〇課

事務代表者氏名 〇〇 〇〇

事務代表者メールアドレス xxxxxx@xxx.xxx.ac.jp

法人名 XXXXXXXXXXXXX

所在地 (〒)999-9999 (住所)東京都〇〇区〇〇〇番地

電話番号 00-0000-0000

FAX番号 00-0000-0000

- この『応募情報登録』画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすることで各タブ(A)での入力欄(B)が表示されます。
- 各タブで入力する内容は、以下の「【各タブ】の説明」のとおりです。基本的にどのタブからでも入力を開始することができますが、このマニュアルではタブの表示されている順番通りに説明を行います。それぞれのタブ(A)をクリックすることで、入力欄(B)の表示が切り替わります。

【代表者情報確認】タブ

応募情報登録 - Internet Explorer
https://www.e-rad.go.jp/system/e01/e0118s05/previewOak.asp/

画面を表示してから経過した時間 (00:00:19) ヘルプ 改善要望

応募情報登録
一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2016年度 / 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム H28年度公募
課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究機関コード XXXXXXXX
研究機関名 和名 XXXXXXXX大学
英名 University of XXXX
研究機関区分 国立大学
責任者氏名 〇〇 〇〇〇
責任者役職 XXXXX
事務代表者担当部署名 XX部〇〇課
事務代表者氏名 〇〇 〇〇〇
事務代表者メールアドレス xxxxx@xxx.xxx.ac.jp
法人名 XXXXXXXXXXXXXXXX
所在地 (〒)999-9999 (住所)東京都〇〇区〇〇〇番地
電話番号 00-0000-0000
FAX番号 00-0000-0000

- ・この提案の代表研究機関である幹事機関の情報を自動的に取得し表示しています。表示内容に誤りがないことを確認した上で申請を行なってください。
- ・なお、この画面で研究機関情報を編集することはできません。編集したい場合は「研究機関情報修正」から行ってください。

【共通項目】タブ

応募情報登録 - Internet Explorer
https://www.e-rad.go.jp/system/e01/e0118s05/previewOak.asp/

画面を表示してから経過した時間 (00:09:35) ヘルプ 改善要望

応募情報登録
一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2016年度 / 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム H28年度公募
課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究期間(必須) (開始) 年度 ~ (終了) 年度 [最短研究期間: 5年 最長研究期間: 5年]
※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。

細目名(必須) 検索 クリア

研究分野(主)
キーワード1(必須) 未選択
キーワード2 未選択
キーワード3 未選択
キーワード4 未選択
キーワード5 未選択
その他キーワード1
その他キーワード2

研究分野(副)
細目名(必須) 検索 クリア
キーワード1(必須) 未選択
キーワード2 未選択
キーワード3 未選択
キーワード4 未選択
キーワード5 未選択
その他キーワード1
その他キーワード2

あと1000文字

- ・研究期間、研究分野（主、副）、研究目的、研究概要を入力していただきます。
- ・研究期間（必須）
開始年度は「2016」年度とし、終了年度は「(様式3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】」に沿って入力します。5年度の研究期間として最長「2020」年度まで入力

可能です。

・研究分野（主）

研究分野（主）の細目名、キーワードを入力します。まず、研究分野（主）の細目名から、応募する課題に該当の研究分野を選択します。

細目名（必須）：

検索ボタンをクリックして細目検索用の別ウィンドウ（下図）を立ち上げます。

＞検索の方法その1 ⇒分野、分科を選択して細目を検索します。

＞検索の方法その2 ⇒細目を直接入力し検索します。



細目検索

画面を表示してから経過した時間 (00:00:02) ヘルプ 改善要望

この画面では、細目情報の検索を行います。
 ・検索結果の「選択」ボタンをクリックすることで、対象の細目情報を選択して元の画面へ戻ります。
 ・「閉じる」リンクをクリックすると、細目情報の選択を行わずに元の画面へ戻ります。

【検索条件】

分野
 分科
 細目 [情報] [部分一致]

検索 検索条件クリア

1-10/12表示中

選択	分野	分科	細目
☒	情報学	情報学基礎	情報学基礎理論
☒	情報学	情報学基礎	数理情報学
☒	情報学	計算基盤	情報ネットワーク
☒	情報学	計算基盤	情報セキュリティ
☒	情報学	人間情報学	知覚情報処理
☒	情報学	人間情報学	知能情報学
☒	情報学	人間情報学	感性情報学
☒	情報学	情報学フロンティア	生命・健康・医療情報学
☒	情報学	情報学フロンティア	ウェブ情報学・サービス情報学
☒	情報学	情報学フロンティア	図書館情報学・人文社会情報学

1-10/12表示中

キーワード1(必須):

キーワード1の右側▼をクリックすると、細目名に対応したキーワード候補が表示されるので研究課題に該当するキーワードを選択してください。

キーワード2~5までは任意で選択します。「その他キーワード1、2」には直接入力が可能です。

応募情報登録 - Internet Explorer

https://www.e-rado.jp/system/e01/e0118e21/

画面を表示してから経過した時間 (00:00:29) ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書レビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2016年度 / 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム H28年度公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究期間(必須) (開始) 年度 ~ (終了) 年度 [最短研究期間: 5年 最長研究期間: 5年]

※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。

研究分野(主)

細目名(必須)	キーワード1(必須)	キーワード2	キーワード3	キーワード4	キーワード5	その他キーワード1	その他キーワード2
情報学基礎理論	未選択						
アルゴリズム理論							
オートマトン理論・形式言語理論							
プログラム理論							
情報学基礎理論							
情報理論							
数理論理学							
符号系							
符号理論							
計算理論							
計算論的学習理論							
計算量理論							
量子計算理論							
離散構造							

研究分野(副)

細目名(必須)	キーワード1(必須)	キーワード2	キーワード3	キーワード4	キーワード5	その他キーワード1	その他キーワード2
未選択	未選択						
未選択	未選択						
未選択	未選択						
未選択	未選択						
未選択	未選択						

研究目的(必須)

あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究概要(必須)

あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

・研究分野(副)

細目名、キーワードを研究分野(主)と同様に入力します。

・研究目的、研究概要:

研究目的欄、研究概要欄には「(様式1) 提案書表紙」の「提案概要」を転記してください。研究目的は、研究概要の転記内容は同一で構いません。

【個別項目】タブ

- ・【個別項目】を選択し、以下の項目を入力してください。なお、様式2と様式3の記載内容と一致させてください。

■研究領域概要

共創コンソーシアム名称、研究開発実施期間、JST 研究開発費及び調査推進費、民間共同研究費及びリソース提供（様式3の1.と一致させてください。）

社会実装を目指す新たな価値の設定（様式3の2.を参照し、300字以内で概要を記入してください。）

■幹事機関

幹事機関の名称、e-Rad コード、代表者

・ ■ 領域統括

領域統括 (PL) の氏名、e-Rad 番号、所属・役職

・ ■ プロジェクト担当組織：

プロジェクト担当組織の名称、責任者氏名、所属・役職

・ ■ 参画機関

参画大学等の名称、民間企業の名称

※参画する全ての機関の正式名称を記入してください。調整中の機関については、“(調整中)”と記述してください。

・ ■ 研究倫理講習に関する受講修了の確認

研究倫理講習に関する受講修了について入力されないと、次の画面を選択することができません。下記の設問に対して回答できるよう、領域統括は登録前に必ず研究倫理講習を受講してください。

設問 A) 研究倫理に関する教育プログラム修了した内該当するもの

1. 所属機関のプログラム (CITI を含む) を修了している
2. JST 事業等で修了している
3. CITI ダイジェスト版を修了している

設問 B) CITI ダイジェスト版修了番号

上記 A) の設問で 1 又は 2 を選択した場合は「なし」、3 を選択した場合は修了番号を入力してください。

・ ■ 研究倫理に関する誓約

内容を確認の上、研究不正行為への対応等に関する誓約を行ってください。

【応募時予算額】タブ

応募時予算額 (単位:千円)

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	0(直接経費の30%)	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	合計
直接経費						0
研究開発費(必須)						0
調査推進費(必須)						0
小計	0	0	0	0	0	0
間接経費						0
間接経費(必須)						0
合計	0	0	0	0	0	0

- ・【応募時予算額】を選択し、画面に従って「直接経費」の欄に研究開発費及び調査推進費（幹事機関のみ）、「間接経費」の欄に直接経費の30%を上限に予算額を入力します。
- ・この応募時予算額タブでは、共通項目タブに入力した研究年度に応じた計画予算年度の入力表が構成されます。「提案書【資金計画】（様式5）」に対応した予算額を転記してください。

【研究組織情報】タブ

研究組織情報 (単位:千円)

	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
応募時予算額			
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※「差額(未入力額)」は、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
 差額(未入力額) = 初年度予算額 - このタブでの入力額

研究機関コード	責任者役職	住所	直接経費(千円)(必須)	間接経費(千円)(必須)	研究者一覧	閲覧・編集権限
研究機関名	責任者氏名(漢字)	電話番号				
事務代表者氏名(漢字)	メールアドレス					
XXXXXXXXXX	XXXXXX	東京都○○区○○番地				
XXXXXXXXXX大学	(姓)○○(名)○○	00-0000-0000				
	(姓)○○(名)○○	XXXXXX@XXXX.XXXX.AC.JP				

- ・ここでは、初年度予算額のみを入力の対象としています。図中①は自動計算表です。
- ・①の項目『初年度予算額』には応募時予算額タブで入力した2016年度の予算額が反映され、項目『このタブでの入力額』には②で入力する「直接経費」（研究開発費＋調査推進費（幹事機関のみ））、「間接経費」が反映されます。

- ・項目『差額（未入力額）』には[『初年度予算額』－『このタブでの入力額』＝『差額（未入力額）』]が表示されます。この差額が0（ゼロ）となるように入力してください。

※差額がある場合エラー表示され一時保存や確認ができませんのでご注意ください。

【添付ファイルの指定】タブ

- ・ここでは、提案書をまとめてアップロードしてください。

- ・応募情報ファイル
提案様式2～11を1つのPDFファイルにまとめて、アップロードを行います。
- ・参考資料―（様式3）提案書【技術・システム革新シナリオ構想】別紙
様式3の別紙を作成し、PDFファイルでアップロードを行います。

※作成した提案書様式のPDF変換は、必ずe-Radの機能を使用して行って下さい。（参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル「Ⅱ操作説明 7. PDF変換」）

『応募課題登録確認』画面

- ・入力した内容の全てが1ページで表示されている画面であり、申請前の最終的な確認を行います。



ホーム ログアウト 画面を表示してから経過した時間 (00:00:13) ヘルプ 改善要望

応募情報修正確認 実行 提案書プレビュー 戻る

・提出する応募提案書ファイル(PDF)は画面右上の「提案書プレビュー」から参照・取得できます。
 ・提出後に応募提案書ファイル(PDF)を参照・取得したい場合は、メニュー「応募課題情報管理」から対象の応募を選択してください。
 ・以下の内容で設定します。よろしければ画面左上「実行」をクリックしてください。

【各項目へのリンク】
 代表者情報 共通項目 個別項目 応募時予算額 研究組織情報 応募・受入状況 添付ファイルの指定 研究組織内連絡欄

公募年度 / 公募名 2016年度 / 府学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム H28年度公募
 課題ID / 研究開発課題名 a0000000 / XXXXXXXXXXX

【代表者情報】 ページトップに戻る

研究者番号 40000000000000000000
 研究機関名 国立研究開発法人科学技術振興機構
 部署 マネジメント局
 職階 専任
 職名 研究員
 研究者氏名 漢字 山田 太郎
 フリガナ ヤマダ タロウ
 性別 男
 生年月日 1980年1月1日
 メールアドレス Yamada.Taro@jst.go.jp

【共通項目】 ページトップに戻る

研究期間 (開始) 2016年度 から (終了) 2023年度

研究分野(主)

キーワード1	キーワード2	キーワード3	キーワード4	キーワード5	その他キーワード1	その他キーワード2
情報学基礎理論	アルゴリズム理論					

研究分野(副)

キーワード1	キーワード2	キーワード3	キーワード4	キーワード5	その他キーワード1	その他キーワード2
情報学基礎理論	オートマトン理論・形式言語理論					

研究目的 研究目的
 研究概要 研究概要

【個別項目】 ページトップに戻る

入力にあたっては、公募要綱5.7.3「操作説明」を参照ください。
 (確認)「研究活動における不正行為への対応」に関するガイドライン(平成26年8月26日文科省科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。
 内容を理解し、遵守することを誓約します。
 (確認)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施要綱)」(平成26年2月15日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。
 内容を理解し、遵守することを誓約します。
 (確認)本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び濫用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。
 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。
 (確認)本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。
 不正行為が行われていないことを誓約します。
 プロジェクトリーダー(企業責任者)が研究機関に所属する教育プログラムを修了しているか回答してください(CITI = CITI Japan e-ラーニングプログラム)
 JST事業等でCITIを修了している

- ・内容に誤りがなければ、左上の「実行」をクリックしてください。
 申請が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、この時点で JST へ提出されたことになります。
 - ・提出後においても、締切前であれば提案者自身が課題の「引戻し」を行うことで内容の修正等が可能です。e-Rad 操作マニュアル(研究機関事務代表者用代表者向けマニュアル「Ⅱ. 1.7 (D) 処理済一覧の引戻し」)を参照してください。
- ※締切後に「引戻し」を行うと再提出ができませんのでご注意ください(システムの仕様ですので、誤って締切後に「引戻し」された場合も JST では対応できません)。

(3) 応募情報状況確認

e-Rad操作マニュアル(研究者向け)「Ⅱ. 操作手順1.2(A) 応募課題情報の検索」を参照し、応募課題を検索してください。

該当課題の応募状況「状態(申請進行)」が「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書は無効となります。

The screenshot shows the e-Rad system interface. The search form includes fields for '応募番号' (Application Number), '研究開発課題名' (Research Development Topic Name), '研究者番号' (Researcher Number), '研究者氏名' (Researcher Name), 'フリガナ' (Kana), '部署名' (Department Name), and '応募単位' (Application Unit). The '状態(メインステータス)' (Main Status) section includes checkboxes for '応募中' (Applying), '応募済' (Applied), '審査中' (Under Review), '審査済' (Reviewed), '採択済' (Selected), '不受理' (Not Accepted), '取下' (Withdrawn), '不採択(足切)' (Not Selected (Quota Full)), and '不採択' (Not Selected). The search results table shows columns for '公募年度' (Public Year), '配分機関名' (Allocation Institution Name), '公募名' (Public Name), '課題ID' (Topic ID), '応募番号' (Application Number), '研究開発課題名' (Research Development Topic Name), '研究代表者' (Research Representative), '応募単位' (Application Unit), '機関内締切日' (Institutional Deadline), '締切日' (Deadline), '状態(メイン) 状態(サブ) 状態(申請進行)' (Main Status Sub Status Application Progress), '更新日' (Update Date), '処理' (Processing), 'ステータス' (Status), '編集' (Edit), '削除' (Delete), and '取下' (Withdrawal). A red circle highlights the '更新日' column.

なお、締切後にJSTで課題の受理を行うと「状態(サブ)」が「受理済」となります。ただし、締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

8. e-Rad からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

■ 公正な研究を目指して

公正な研究を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指す我が国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

■ ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

JST では、ダイバーシティを推進するため、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を始め、様々な取り組みを実施しています。

詳しくは JST ダイバーシティ推進のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/diversity/>

Q&A

(研究倫理教育に関するプログラムについて)

Q1. 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A1. 所属機関において実施しているプログラムの内容が十分なものであるかどうかについては、各機関において判断してください。

ご不明な点がございましたら、JST総務部研究公正室(ken_kan[at]jst.go.jp)に問い合わせてください(※[at]を@に置き換えてください。)

Q2. 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A2. 提出の必要はありません。ただし、提案時においては、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請時に、領域統括は「■研究倫理講習に関する受講修了の確認」の個別項目を回答してください。詳細については、「第5章 7.(2)操作説明」をご参照ください。

(提案の要件等)

Q3. 本公募に複数提案することは可能ですか。

A3. 同一機関から複数の提案をすることは可能です。

Q4. 応募の際に、幹事機関以外の参画機関の承諾書が必要ですか。

A4. 必要ありません。ただし、提案にあたっては、必ず参画する全ての機関の事前了解を得て「(様式1) 提案書表紙」に押印をお願いします。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。

Q5. 領域統括は、大学等研究者、民間企業出身者のどちらから選出しますか。

A5. 領域統括は、幹事機関に所属し、以下の要件と役割を満たす人物を選出してください。

(ア) 自ら研究開発を行う能力があること。

(イ) 研究開発期間中は、日本国内に居住し、かつ、幹事機関に常勤として所属していること。

(ウ) プロジェクトの責任者として研究領域全体の活動を統括し、以下の役割を担うこと。

- ・ 研究領域内の予算配分、個別研究開発の見直し、体制構築等に関する強い権限によりプロジェクトを牽引する。
- ・ 技術・システム革新シナリオの深い理解に基づき、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域を中心的に設計する。
- ・ プロジェクトの実施に関する民間企業群との意見調整、交渉。

Q6. クロスアポイントメント制度を適用している研究者の所属機関は、提案時の参画機関としてカウントされますか。

A6. 二つの機関に雇用されている研究者の一方の所属機関が幹事機関、又は参画機関である場合には、他方の所属機関を提案時の参画機関としてカウントします。また、兼業においても当該研究者が幹事機関等で、研究開発課題の代表者又は代表者に準じる研究開発担当者として参画する場合には、同様にカウントします。

なお、いずれの場合においても、他方の所属機関の情報は、参画機関としては公表しませ

ん。

Q7. 海外機関は、幹事機関になれますか。

A7. 幹事機関は、日本国内に設置する大学等に限りです。幹事機関の要件と役割は次のとおりです。

- ・ 学生が在籍可能な大学等であり、博士の学位が取得可能であること
- ・ 領域統括が所属する大学等であること
- ・ 「共創コンソーシアム」の運営を担うこと
- ・ 本公募における提案者となること

なお、領域統括については、研究開発期間中に、日本国内に居住し、かつ、幹事機関に常勤として所属していることを要件としています。

Q8. 海外機関（大学等、民間企業）の参画は可能ですか。

A8. 日本の法人格を有する民間企業又は日本国内の大学等からの参画を想定していますが、研究領域のシナリオ実現のための研究開発に、海外機関の参画が必要不可欠である場合には、参加することは可能です。

なお、海外機関の研究者の参加については、クロスアポイントメント制度等により幹事機関等に所属しての参加を推奨します。

Q9. 研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも、領域統括になれますか。

A9. 領域統括は研究開発期間中、幹事機関において、継続して活動ができることが前提となります。

Q10. 外国籍を有する研究者を領域統括にすることはできますか。

A10. 領域統括の要件を満たしていれば可能です。ただし、外国籍を有する研究者を領域統括にすることについて、すべての参画機関から同意が得られていること、及び幹事機関において安全保障貿易管理上必要な措置（「第4章 21. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」参照）が執られることが必要です。

Q11. 研究開発課題の件数については、「原則として、10 件以上」、「民間企業 10 社以上との共同研究計画の提案」とありますが、提案時において 10 件未満又は 10 社未満の場合は、提案することは可能ですか。

A11. 提案は可能です。ただし、シナリオ作成、キーテクノロジーの特定、技術面・制度面の障壁を特定した上で設計する研究開発課題の構成状況、研究開発計画、共創コンソーシアム発展の可能性を審査しますのでご注意ください。

Q12. 研究開発課題はいつまでに 10 件設定すれば良いでしょうか。

A12. 原則として研究領域・共創コンソーシアムの採択後、速やかに 10 件の研究開発課題を設定し、研究開発を開始していただきます。ただし、民間企業との共同研究契約の調整等により、研究開発の開始が遅れる場合は、遅くとも採択の翌年度（平成 29 年度）内には研究開発課題を 10 件設定し、研究開発を開始してください。採択の翌年度までに研究開発課題が 10 件に満たない場合は、3 年度目の中間評価において、それまでの共創コンソーシアムの取り組み状況及び研究開発計画書等を確認し、委託研究開発費の調整（研究開発費支援の終了含む）を判断します。

Q13. 技術・システム革新シナリオについて民間企業と共同研究を行いたいのですが、技術・システム革新シナリオ自体を研究開発課題に設定し、マッチングファンドを申請することは可能ですでしょうか。

A13. 技術・システム革新シナリオに係る研究開発課題に対して民間企業から 1000 万円以上の共同研究費を受入れることができる場合には、研究開発課題として設定し、マッチングファンドを申請することは可能です。

Q14. 共創コンソーシアムで競争領域の研究開発課題について産学共同研究を行ってもよいのでしょうか。

A14. 共創コンソーシアムで競争領域の研究開発課題について産学共同研究を行うことは可能ですが、本プログラムにおけるマッチングファンドの対象となる研究開発課題にはなりません。

Q15. RA 等の雇用について、「社会人ではない博士課程の学生が、RA 等として雇用され一定程度の割合で参画すること」が要件となっていますが、どの程度参画することが求められますか。

A15. 将来、産業界で活躍する博士人材の育成が本プログラムの目的の一つであることから、個別研究開発課題に、社会人ではない博士課程の学生が参画することが望ましいと考えています。

Q16. 参画する民間企業が提供している実験機器等の活用が研究に必要となる場合には、リソース提供に含めて計上して良いでしょうか。

A16. 採択後、2 年度目までは、研究開発課題一件につき共同研究費 1000 万円に上乗せする分に限って、リソース提供もマッチングファンドの対象となる民間資金に計上することができます。マッチングファンドとして計上できるリソース提供の合計金額は、共同研究費の合計金額の 50%の額が上限となります。

また、大学等が委託研究開発費により、参画する民間企業の物品等を購入する場合には、当該大学等の規則に従い競争原理を導入した調達を行ってください。

(提案方法等)

Q17. 他の研究資金制度に、今回の提案内容と同様の内容で提案している場合、本プログラムに提案することはできますか。

A17. 提案は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ提案している場合は、「(様式 8) 提案書【他事業の受給・申請状況】」に正確に記載してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、提案内容のうち、上記の重複提案の制限に必要な範囲において他の競争的資金の担当者（独立行政法人を含む）に情報提供を行うことがありますので、予めご了承ください。

Q18. 提案書表紙に記名・押印する代表者は、学長や社長である必要はありますか。

A18. 幹事機関においては、学長又は理事長となります。その他参画する大学等や民間企業においては、参画する担当者の所属において公印を有する責任者であれば、学長や社長に限るものではありません。

Q19. 提案書類は直接持参し提出することは可能ですか。また電子メール、FAX による提出は可能ですか。

A19. 提案書表紙（提案者（上記）の押印済み）及び参画する民間企業のパンフレット（作成している場合）を一括して郵送にて提出してください。提案書（様式 2～11）は、必ず府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でアップロードすることで提出してください。持参、FAX 又は電子メールによる提出は一切受け付けません。なお、e-Rad でのアップロードがうまくいかなかった場合は、速やかに問い合わせ先（「第 5 章 5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先」参照）までお知らせください。

Q20. 提案書類の受領書はもらえますか。

A20. 提案書類の受領書はありません。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたことになります。

Q21. 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいですか。

A21. 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。書き方のご質問についてはメール、又は電話によりお願いします。

Q22. 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいですか。

A22. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による電子申請、提案書類の提出方法等の詳細については同システムの事務代表者向けマニュアルを参照ください。このマニュアルは、下記ホームページの「研究機関向けページ」よりダウンロードできます。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/>

ただし、公募締切り後に提案書類を変更することは一切できません。公募期間中に限って、提案書類の補正は認められます。

Q23. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になりますか。

A23. （事務代表者）

提案する大学等で 1 名、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Rad への大学等・民間企業の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。（事務分担者は置かないことも可能です。）

なお、サイトビジット、面接審査及び選考結果の通知等についてのご連絡は、事務代表者を經由して行います。

（研究代表者）

研究代表者は、各領域における「領域統括」が相当します。幹事機関は領域統括の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得するようにしてください。

Q24. 幹事機関は事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録が必要ですか？

A24. 必須です。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での「研究機関の登録申請手続き」を行い、研究機関コードを取得します。取得には 2 週間程度かかりますので、早めにご対応ください。なお、以下のページをご参考ください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）システム利用に当たっての事前準備

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

Q25. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での申請は、研究者 ID で可能ですか。

A25. 本公募は「研究機関単位」による応募となります。所属機関の事務代表者 ID でのみ府省共通研究開発管理システム（e - Rad）から応募情報入力が可能となります。

Q26. 提案書にページ制限、容量制限はありますか。

A26. 提案書様式に注意書きとして「1 ページ以内」などと枚数制限がある場合には、それに従ってください。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に同じ文面を記載する必要があるものについては、文字数制限に従ってください。また e-Rad ではアップロードのファイル容量に制限があります（10MB 以内）。図、写真等は容量を圧縮するなどファイルサイズを小さくしてから、貼り付けるようにしてください。また、文字数制限、容量制限によらず、冗長な記載はさけ、簡潔な文章になるようご配慮ください。

（審査）

Q27. 審査経過は教えてもらえますか。

A27. 審査については、非公開で行います。審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。審査方法などについては、「第2章 4. 審査の方法とスケジュール」を参照してください。

Q28. 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできますか。

A28. 審査の結果については、採否にかかわらず申請者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査期間中は審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。

Q29. 個別研究開発課題の課題名や実施体制については公表されるのでしょうか。

A29. JST からは、公表することはありません。ただし、採択後に各研究領域・共創コンソーシアムで作成するホームページにおいて公開する範囲は、各共創コンソーシアムで決定してください。

なお、採択時には、研究領域名、領域統括の氏名・所属機関名・役職、幹事機関名、参画機関名、プロジェクトの概要についてはホームページ等で公表します。

（契約）

Q30. 委託研究開発契約は、参加する全ての機関と締結するのですか。

A30. JST は、以下の要件を満たすことを前提に、参画する大学等と個別に「委託研究開発契約」を締結します。

- ・共創コンソーシアムに参画する民間企業が、大学等との共同研究契約等に基づき、マッチングファンド形式により研究資金を拠出すること。
- ・共創コンソーシアムにおいて参画する大学等及び民間企業の間で共同研究契約等が締結されること。

契約を締結するにあたっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（経費の積算を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択された研究領域であっても契約に至らない場合があります。

また、共創コンソーシアムに参画する機関間において、大学等と民間企業が締結した共同研究契約等については、研究開発開始後 3 ヶ月以内をめぐり、そのコピーを JST に提出していただきます。提出していただいたコピーは JST 内で管理し、非公開とします。

Q31. 委託研究開発契約は参画する大学等と締結するとありますが、研究開発費が民間企業に直接支出されることはありますか。

A31. 民間企業には原則、JST からの研究開発費は支出されません。契約（委託研究開発契約、共同研究開発契約）については、「第 3 章 3.（1）委託研究開発契約の締結」をご確認ください。領域統括は、研究開発費の配分権限及び説明責任を持ちますが、これは参画している大学等への配分権限を意味しており、民間企業に研究開発費を支出するということではありません。

なお、民間企業が大学等と締結した「共同研究開発契約等」に基づき、原則大学等で研究活動を行う場合、大学等の研究開発費により研究活動を行うことは可能です。その場合、大学等がその機関のルールに従い物品等の調達・管理を行います。

（研究開発費等）

Q32. 外部機関への外注や再委託は可能ですか。

A32. 研究開発要素を含まない解析等の請負契約は可能です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則禁止です。

Q33. 間接経費は、委託研究開発契約を締結する全ての大学等に支払われますか。

A33. 原則として、提案書に記載された間接経費率に基づき、委託研究開発契約を締結する全ての大学等を対象に、直接経費の 30% を上限として、間接経費を支払います。

Q34. 間接経費は、どのような使途に支出することができますか。

A34. 間接経費は、採択された研究領域に参加する研究者の研究環境の改善や、大学等全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、大学等が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡申合せ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

(1) 管理部門に係る経費

（ア）施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

（ウ）共通的に使用される物品等に係る経費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（エ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（オ）特許関連経費

- (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
 - (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費
 - (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費
- など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
- (ソ) 研究成果展開事業に係る経費
 - (タ) 広報事業に係る経費
- など

なお、間接経費の配分を受ける大学等においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類※を、研究開発期間終了年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた大学等の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、指定される書式によりJSTに報告する必要があります。

※ 証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。

Q35. 大学等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A35. 直接経費による人件費の計上対象は、以下の通りです。

プロジェクトを実施するために直接必要な年俸制等の雇用者（研究員、技術員等。ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者を除く）で、実施計画書に研究開発参加者としての登録がある者

○兼業者の取扱いについて

- ・ 従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）
- ・ なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。
「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。

○雇用に関しての留意事項

- ・ 雇用契約書・従事日誌等の雇用関係書類を整備し、当該委託研究にかかる従事状況を適切に把握・管理してください。
- ・ 委託研究開発開始前の人件費は計上できません。
- ・ 研究遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮願います。
- ・ 学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。

Q36. RA(リサーチアシスタント)の政策的な背景について教えてください。

A36. 本プログラムでは、次のような政策的な背景の下、RA の給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

・ 第 5 期科学技術基本計画 (H28. 1. 22 閣議決定)

「優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実する。大学及び公的研究機関等においては、ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善を進めることが求められる。国は、各機関の取組を促進するとともに、フェローシップの充実等を図る。これにより、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」との第 3 期及び第 4 期基本計画が掲げた目標についての早期達成に努める。」（27 ページ抜粋）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

Q37. 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがありますか。

A37. 以下の経費は直接経費として支出できません。

- ①当該プロジェクトの研究開発目的に合致しないもの
- ②間接経費による支出が適当と考えられるもの

例：

- ・ 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・ 研究開発実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 研究開発の従事者（時間給含む）以外の人件費（事務員など）
- ・ 学会等の年会費、食事代、懇親会費
- ・ 会社設立に必要な経費
- ・ 合理的な説明のできない経費

など

Q38. 研究開発に係る打ち合わせのための旅費は、支出できますか。

A38. 研究開発を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出可能です。

Q39. 学会への参加のための旅費、参加費を支出できますか。

A39. 研究開発の内容と直接関連する学会、又は研究開発の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は、必要最小限の人数分に対して支出できます。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

（繰越しについて）

Q40. 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。

A40. 複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、JST への返金を行わず大学等に委託研究開発費を残したまま繰越しを行うことが可能です。

（取得財産の管理）

Q41. 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。

A41. JST が支出する委託研究開発費により、大学等が取得した設備等は大学等に帰属させることが可能です。なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

(知的財産権の帰属等)

Q42. 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。

A42. 研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進するシステム・体制等の整備状況（知財の取り扱いルールや人材育成システム等）をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。そのため、領域統括には、両者の協議により、民間企業のメリットに十分留意して、民間企業が高いモチベーションを持って取り組むことができる具体的な研究開発の仕組みについて検討していただきます。

(研究開発計画・実施体制の変更)

Q43. 研究開発期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいでしょうか。

A43. 研究開発期間中に研究開発計画の変更が必要となった場合は、領域統括を通じて、速やかに JST にご相談ください。

Q44. 研究開発期間中、領域統括は移籍などの事由により所属機関が変更になった場合でもプロジェクトを継続できますか。

A44. 領域統括が異動する場合でも、クロスアポイントメント制度等により幹事機関での活動が可能であれば、プロジェクトを継続することは可能です。

Q45. 研究開発期間中、領域統括又は研究開発責任者を交代させることは可能ですか。

A45. やむをえない理由がある場合にのみ可能です。ただし、その際は JST に報告いただき、研究開発が続行可能かどうか審査を行います。

Q46. プロジェクトを途中で中止することはできますか。

A46. 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、幹事機関の都合により途中でプロジェクトを中止することはできません。幹事機関の都合により中止する場合、支出した委託研究開発費の返還を求める場合があります。なお、研究開発期間中、JST が研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

Q47. プロジェクトの途中で、大学等や民間企業が参画することを中止することができますか。

A47. プロジェクトからの中途脱退は可能ですが、成果の取り扱い等について、中途脱退を見据えた体制を構築してください。なお、民間企業からの研究資金が不足すると、その相当分の研究開発費を減額する場合があります。必ず事前に JST にご相談ください。

Q48. プロジェクトの途中で、民間企業からの研究資金が不足する場合は、JST からの研究開発費も減額されますか。

A48. 年度途中で民間企業からの研究資金が不足する場合は、原則として、当年度において JST からの研究開発費は減額しませんが、その翌年度には、不足相当分の研究資金を増額して投入していただくか、又は、JST からの研究開発費を減額することとなります。ただし、最

終年度においては、民間企業からの研究資金の状況に応じて、JST からの研究開発費の支払いを行います。

(研究成果等の報告及び発表)

Q49. 研究開発成果等についてどのような報告書を作成するでしょうか。

A49. 毎年度、研究領域毎に実施報告書を提出していただき、受託機関には経理関連の各報告書を提出していただきます。評価時には実績報告書を提出していただきます。

Q50. 成果の発表とは、具体的にどのようなことをするでしょうか。

A50. 本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各研究領域が定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、マスコミ等に広く公表する等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発期間又は終了後においても、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST へ連絡を行うとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(研究開発期間終了後の研究開発について)

Q51. 研究開発で得られた成果の展開について、JST はどのように考えていますか。

A51. 新たな基幹産業の育成に向けて、引き続き研究開発を進めていただくとともに、プラットフォームの成長のために、活動を継続することをお願いします。なお、終了後においても、本プログラムの成果として発表する場合には、本プログラムによる成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(その他)

Q52. サービス業とはどのような業種を指していますか？

A52. ここでいうサービス業は、広義のサービス産業として、第三次産業を想定しています。

具体的には、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）です。

総務省の「日本標準産業分類」をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(平成 28 年 4 月 25 日追加)

Q53. 提案書表紙(様式 1) への参画機関全ての押印が、参画機関内での決裁手続き等に時間を要する等の理由で、期限内に間に合わない場合は、複数枚に分けての押印及び提出となっても良いでしょうか？

A53. 提案する機関の公印を押印するにあたって、期限内に全機関の押印が困難な場合は、提案する全機関名と代表者名を記載した様式について、各機関が個別に押印の上、幹事機関となる大学が提案する機関分をとりまとめた上、提出することは可能です。

ただし、全機関が同一書類に押印するか、各機関が個別書類に押印するか、どちらかとしてください。

Q54. 技術・システム革新シナリオの作成においては、「人文・社会科学に係る研究者の参画を要件」とありますが、シナリオの作成に関連する研究者が幹事機関となる大学に在籍しない場合は、当該研究者のみが参画する大学等においても、提案時の要件である3大学等以上の参画に該当しますか？

A54. 技術・システム革新シナリオの作成に人文・社会科学に係る研究者のみが参加する大学等においても、3大学等以上の参画要件に該当します。

Q55. 個別の研究開発課題については、「1年度1000万円（間接経費を含む）以上の民間資金の受け入れを要件」とありますが、初年度（採択年度）においては、研究開発開始時期に応じた共同研究費の拠出とすることは可能ですか？

A55. 初年度（採択年度）においては、翌年度の共同研究費の受け入れが1年度1000万円（間接経費を含む）以上であることを前提として、研究開発開始時期に応じた共同研究費の拠出とすることは可能です。

ただし、当該課題におけるマッチングファンドとして JST から支出する研究開発費も、研究開発開始時期に応じて企業から拠出された共同研究費と同額が上限となりますのでご注意ください。

Q56. 現在進行中の共同研究の枠組みを、マッチングファンドによる個別研究開発課題の実施として提案することは可能ですか？

A56. 原則として、技術・システム革新シナリオに基づいて設定された「企業だけでは解決できない大学等の基礎的・基盤的研究を必要とする、新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ研究領域」における共同研究を実施することから、新たな個別研究開発課題を提案していただきます。ただし、現在進行中の共同研究について、新規性のある研究内容を追加することにより、技術・システム革新シナリオに基づいて設定された研究領域における個別研究開発課題として設計を変更することが可能であり、採択日以降に当該共同研究の変更契約にて本プログラムによる共同研究であることを明確にすることを条件として、本プログラムによる共同研究に含めることは可能です。

なお、この場合におけるマッチングファンドとして JST から支出する研究開発費は、共同研究の変更契約後に、本プログラムによる共同研究に対し、新たに企業から拠出された共同研究費（1年度1000万円（間接経費含む）以上であることが条件となります）と同額が上限となります。また、A30. のとおり、研究開発開始後3ヶ月以内を目処に当該共同研究契約のコピーを JST に提出いただきます。

（平成28年6月1日追加）

Q57. 提案書の締切後、調整中だった機関の参画が決定するなど、提案書の内容に変更が生じた場合、提案書の差し替えは可能でしょうか。

A57. 書類審査は提案時の提案書の内容に基づいて実施します。ただし、書類審査を通過した提案において、面接審査までに提案書の内容が更新された場合は、提案書の再提出を認めます。なお、提案書の再提出については、面接審査の案内の際にお知らせします。

提案書様式

(様式 1) 提案書表紙

(様式 2) 提案書【基本情報】

(様式 3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】

(様式 4) 提案書【研究開発計画】

(様式 5) 提案書【資金計画】

(様式 6) 提案書【領域統括データ】

(様式 7) 提案書【民間企業に関する情報】

(様式 8) 提案書【他事業の受給・申請状況】

(様式 9) 提案書【特許リスト・論文リスト】

(様式 10) 提案書【倫理面への配慮】

(様式 11) 提案書【特殊用語等の説明】

(様式 1) 提案書表紙

平成 28 年○月○日

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成 殿

(幹事機関)

(代表者名)

公印

(大学等機関名 1)

(代表者名)

公印

(大学等機関名 2)

(代表者名)

公印

(企業名 1)

(代表者名)

公印

※必要に応じて、機関名記載欄・公印枠を追加してください。
※提案概要は、e-Rad の申請画面（「研究目的」、「研究概要」）へ、
このまま転記してください。
※Word に記載のフォントサイズは 10.5 ポイントとしてください。
※提出時には、青字による注釈及び例示はすべて削除してから提出
してください。

(企業名 2)

(代表者名)

公印

(企業名 3)

(代表者名)

公印

(企業名 4)

(代表者名)

公印

(企業名 5)

(代表者名)

公印

研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム
提案書

(幹事機関名)、(大学等機関名 1)、(大学等機関名 2)、(企業名 1)、(企業名 2)、(企業名 3)、(企業名 4) 及び (企業名 5) では、研究成果展開事業産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムの公募に対して、下記の通り申請するものであり、ここに書類を添えて提出いたします。

記

研究領域名：

提案概要：

※提案する研究領域による研究内容全体がわかるように 300 字以内でまとめてください。

※図、表の使用は不可です。

※採択された場合には、本内容を公開することがありますので、留意して記載してください。

(様式 2) 提案書【基本情報】

基本情報

※提案書は、公募要領に基づき作成してください。

※e-Rad 提出時には、青字による注釈及び例示はすべて削除してから提出してください。

※Word に記載のフォントサイズは 10.5 ポイントとしてください。

研究領域名称 (50 文字以内)	〇〇〇を目指した〇〇の解明と〇〇を生産するための基盤技術 の創出 ※研究領域として達成目標を示す名称としてください。
---------------------	---

〇提案者

1. 幹事機関

機関名称		
e-Rad 研究機関コード		
代表者 職名・氏名	学長 〇〇 〇〇	
領域統括	フリガナ 氏名	
	e-Rad 研究者番号	
	所属・役職	
	住所	※所属先の所在地
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プロジェクト担当組織	組織名称	※共創コンソーシアムの活動を幹事機関として 主体的に支援する組織を記載してください。
	組織責任者 氏名	※上記組織の責任者氏名
	所属・役職	※上記組織責任者の所属・役職
	住所	※上記組織の所在地
事務担当者	氏名	
	所属・役職	
	住所	※所属先の所在地
	電話番号	
	電子メールアドレス	

2. 大学等

1	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	研究開発責任者	氏名	
		所属・役職	
2	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	研究開発責任者	氏名	
		所属・役職	

3	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	研究開発責任者	氏名	
		所属・役職	

※ 必要に応じて表を増減してください。

3. 民間企業

1	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	※本プロジェクトを担当する責任者氏名
		所属・役職	※上記責任者の所属・役職
2	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	
3	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	
4	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	
5	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	

※ 必要に応じて表を増減してください。

○クロスアポイントメント制度を用いた研究者参画機関

※ クロスアポイントメント制度を使って幹事機関等に所属して研究する場合には、当該機関名称を記載してください。

□□□研究所

○予定の機関

※ 提出時に調整中の大学等や民間企業がある場合には以下のように記載してください。

大学等：

※ 機関名称、学部等組織名称、責任者氏名・役職を記載してください。

○○大学 ○○学部 教授 ○○ ○○

□□研究所 □□部門 部門長 □□ □□

民間企業：

※ 機関名称を記載してください。

株式会社〇〇
□□株式会社

(様式 3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】

技術・システム革新シナリオ構想

1. 研究領域概要

研究領域名称				
領域統括 (PL) Project Leader	氏氏 名名 ○○大学 ○○研究科 教授			
共創コンソーシアム名称	※研究領域を連想させる名称としてください。(20 文字以内) 想定：(研究領域名称の略称) 共創コンソーシアム			
実施期間	平成 28 年度開始 ～ 平成 33 年 3 月末日 終了予定 (最長 5 年度)			
研究開発資金 (間接経費含む)			実施期間中の総額	平成 28 年度
	(JST)	研究開発費	百万円	百万円
		調査推進費	百万円	百万円
		委託研究開発費合計	百万円	百万円
	(民間)	共同研究費	百万円	百万円
		リソース提供	百万円	百万円
		民間資金総額	百万円	百万円
	総 額		0,000 百万円	0,000 百万円
	※民間資金については提案時の予定としてください。 ※間接経費を含みます。			
幹事機関	○○大学			
大学等	○○研究所			
民間企業	株式会社 AA、株式会社 BB、CC 株式会社			
提案概要	※ 提案書表紙 (様式 1) に記載の提案概要と同一の内容としてください。			

2. 社会実装を目指す新たな価値の設定

- ※ 経済的・社会的変動要因を踏まえ、社会システム・産業構造に大きな変革をもたらし、市場の開拓を行い得る新たな価値について、設定してください。
- ※ 人文・社会科学の知見も積極的に取り入れるなど大学等の知見を結集していただき、民間企業と共同で作成してください。
- ※ 新たな価値は、プロジェクト終了後から、いつ頃を目途に、どのような社会システムや産業構造にどのような変革をもたらすのか、今までに無いどのような価値（経済的な価値、社会的な価値）が創出されるのか、現状と比較し、可能な限り定量的に記載してください。
（図表を含めて1ページ程度）

3. 研究領域の設定及びキーテクノロジーの特定

※ 世界的な技術・ビジネスの動向、関連業界の技術戦略の分析等通して、新たな価値の創出の実現に不可欠なキーテクノロジーをについて記載してください。

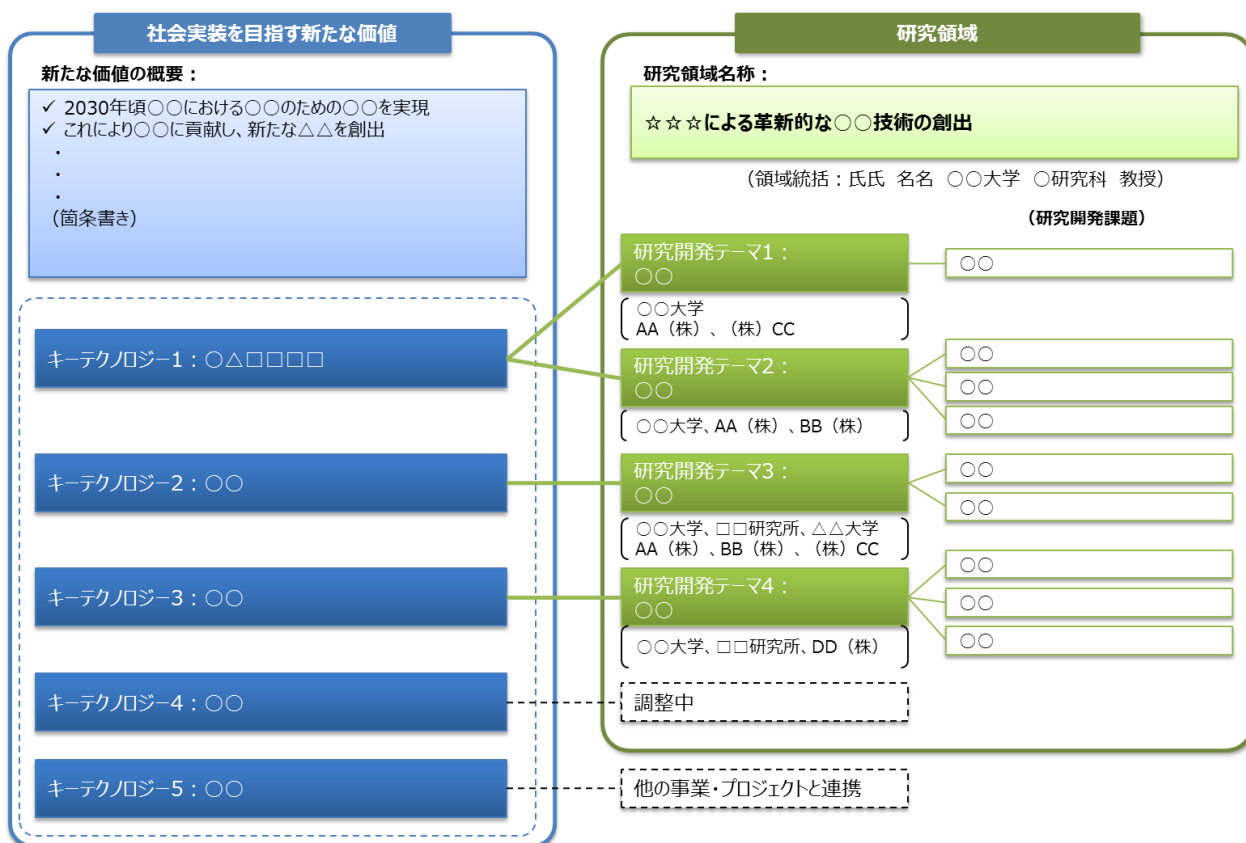
※ キーテクノロジーを実現するために本プロジェクトで取り組む研究領域（研究開発テーマ及び研究開発課題）を設定してください。

※ 民間企業と大学等の共同による企画・提案をお願いします。

(1) 研究領域構成図

※ 新たな価値の概要、キーテクノロジー及びキーテクノロジーを実現するために本プロジェクトで取り組む研究領域（研究開発テーマ及び研究開発課題）を含めた構成図を作成してください。（1 ページ以内）e-Rad では別途【様式 3（別紙）】として提出してください。

【研究領域構成図】幹事機関：〇〇大学



(2) キーテクノロジー

※ キーテクノロジー毎に2ページ以内で作成してください。

研究開発課題の詳細は、【様式4】研究開発計画に記載してください。

キーテクノロジー1：〇〇〇〇の確立

・目標

※キーテクノロジーの内容と実現を目指す具体的な目標及び実現する時期について記載してください。

・特徴

※上記目標と、国内外の研究開発動向・ビジネス動向、関連業界の技術戦略及び競合技術・従来技術と比較した優位性・新規性・独創性について示してください。

・新たな価値への寄与と産業界からの期待

※新たな価値の創出へ、このキーテクノロジーがどのように寄与するのか、何を実現するのに不可欠であるのか、社会システムや産業構造の変革に寄与する内容について、参画する民間企業の期待とともに、簡潔に記載してください。

・技術的課題

※上記目標を達成するために解決すべき技術的課題について記載してください。

・実現の妨げと成り得る規制・制度面の障壁

※技術的課題の他、実現の妨げと成り得る規制・制度面の障壁があれば記載してください。

□ 技術的課題を解決するための研究開発テーマ1：〇〇

・テーマリーダー：氏氏 名名（〇〇大学 〇〇研究科 教授）

・共同研究機関：〇〇大学、AA（株）、BB（株）、（株）CC

・プロジェクト終了時に達成すべき研究目標

※上記技術的課題を解決するため、本研究開発テーマがプロジェクト実施期間中において取り組む具体的な達成目標と、目標の妥当性（国内外の研究開発動向や競合技術・従来技術と比較した優位性）について記載してください。

（具体的な研究開発課題）

※ 上記研究目標を達成するために取り組むべき具体的な課題をあげてください。

※ 詳細は、【様式4】研究開発計画に記載してください。

研究開発課題1：（課題名のみ）

研究開発課題2：

研究開発課題3：

□ 技術的課題を解決するための研究開発テーマ2：〇〇

※複数ある場合には追加してください。

(2) キーテクノロジー

キーテクノロジー2：○○○○の精製

- ・ 目標
- ・ 特徴
- ・ 新たな価値への寄与
- ・ 技術的課題
- ・ 実現の妨げと成り得る規制・制度面の障壁

□ 技術的課題を解決するための研究開発テーマ3：○○

- ・ プロジェクト終了時に達成すべき研究目標

(具体的な研究開発課題)

研究開発課題1：(課題名のみ)

※ キーテクノロジーの数に応じて追加してください。

4. 共創コンソーシアム

(1) 共創コンソーシアムの体制

※ 幹事機関のプロジェクト担当組織・主な協力組織、主な運営部門、参画する大学等・民間企業名称と研究に携わる部門及び責任者名、委員会組織等とその役割を記載してください。

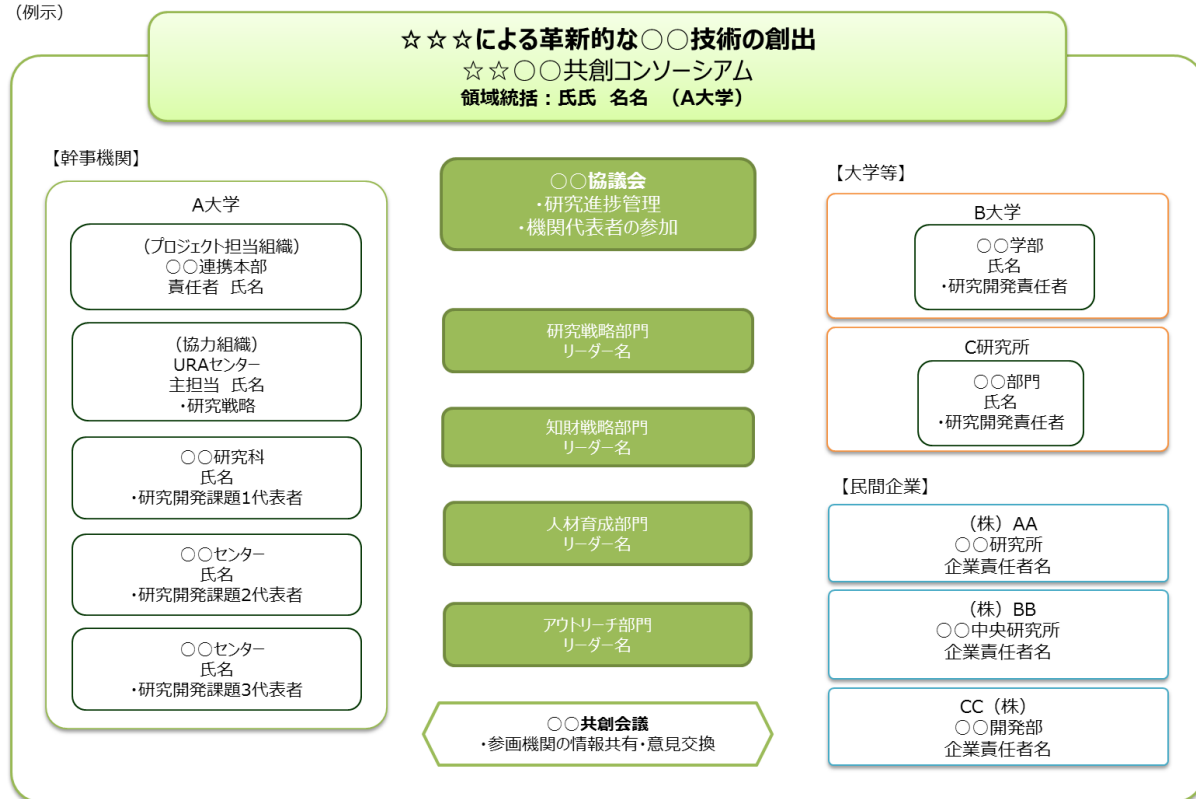
体制図は、e-Rad では別途【様式3（別紙）】として提出してください。

※ 本体制は提案時の構想であり、実施期間中の変更は適宜可能です。

（例）

【共創コンソーシアム体制図】

（例示）



〇〇協議会

- ・ 〇〇のための委員会
- ・ 〇〇が参加

研究戦略部門

- ・ 〇〇を実施
- ・

知財戦略部門

- ・
- ・

人材育成部門

- ・
- ・

※ 以下、(2) ～ (7) について3 ページ以内で記載してください。

※ いずれも、実施期間中に適宜変更可能です。

(2) 民間資金の管理ルールの方針

※ 民間企業の資金提供のルール（会費制、積算等）や資金計上のルール（間接経費・一般管理費の計上ルール）についての計画を記載してください。

(3) 機関連携・協力体制についての方針

※ 参画する大学等及び民間企業による組織横断的なチーム編成を可能とするクロスアポイントメント制度導入の有無やその概要、人材交流の仕組み等

※ 機器・施設の利用計画・共用計画等

(4) 参画機関の新規参入を促す仕組みや、中途脱退を見据えた体制の方針

(5) 共創コンソーシアムにおける知的財産の取り扱いルールの方針

※ 非競争領域・競争領域の研究特性を踏まえた研究成果の取扱いルールを提案してください。
なお、提案時には、以下の事項を踏まえ、参画機関間で共有されている実施方針について記載してください。

・プロジェクト実施期間中の取り扱い方針

・プロジェクト終了後の取り扱い方針

(例)

- ✓ フォアグラウンド IP（プロジェクトの実施により得られた知的財産権）の共創コンソーシアム内での無償を含む低廉実施又は期間や範囲を定めた優先実施等のルール
- ✓ 不実施補償を求めないことを含む共有特許の柔軟性ある取扱いルール
- ✓ バックグラウンド IP（プロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後に本プロジェクトとは関係なく取得した知的財産権）の本プロジェクトでの研究開発の推進を目的とした範囲における、プロジェクト期間中の無償実施等のルール

(6) 産学共同による人材育成についての方針

※ 学生を含む若手が主体性をもって共同研究に参画し、継続的に学術論文の創出が可能となる産学共同のルール、営業秘密管理や知財管理における学生の研究者としての扱い、優秀な学生等の参画を促すためのインセンティブ（格別な経済的報酬等）等の構想

※ 参画した学生の就職先の自由度を確保する仕組み 等

(7) 活動状況の共有の仕組みについての方針

※ 会議体の定期開催、グループウェアの利用等、共創コンソーシアムの活動状況を参画機関の間で共有する仕組みについての計画を記載してください。

5. プロジェクト終了後におけるシナリオを推進するための取組について

- ※ プラットフォームの成長に向けた取組、キーテクノロジーの実現を目指す計画及びキーテクノロジーを新たな価値として社会実装する見通しについて記載してください。(1 ページ以内)
- ※ 実施期間中は、適宜変更可能です。

6. 参加者リスト A

※ 領域統括、共創コンソーシアム担当（部門責任者レベル）、主たる研究開発担当者（研究開発テーマリーダー、研究開発課題代表者）、研究開発責任者、企業責任者（当該企業の本プロジェクトにおける共同研究の責任者）について記載してください。

※ シナリオ作成に参画する人文・社会科学に係る研究者は、こちらに記載してください。

※ なお、研究開発課題を担当する研究者は「(様式 4) 研究開発計画」参加者リスト B に記載してください。

区分	機関名		
氏名	部署 役職	プロジェクトでの役割	エフォート※
幹事機関	〇〇大学		
氏氏 名名	〇〇研究科 教授	領域統括	〇%
〇〇 〇〇		共創コンソーシアム 知財戦略リーダー	〇%
		共創コンソーシアム 研究戦略リーダー	〇%
		共創コンソーシアム 人材育成リーダー	〇%
		研究開発テーマ 1 リーダー/研究 開発課題 1 代表者	〇%
□□ □□	〇〇学部 教授	研究開発課題 2 代表者	〇%
		研究開発課題 3 代表者	〇%
		研究開発テーマ 2 リーダー/研究 開発課題 4 代表者	〇%
大学等	□□□大学		
氏氏 名名	〇〇研究科 教授	研究開発責任者 研究開発テーマ 3 リーダー/研究 開発課題 5 代表者	〇%
民間企業	株式会社 AA		
	〇〇研究所 所長	企業責任者	〇%
民間企業	株式会社 BB		
		企業責任者	〇%
民間企業	CC 株式会社		

		企業責任者	○%
--	--	-------	----

※ 「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。

○クロスアポイントメント制度を用いた参加者

※ クロスアポイントメント制度を用いて幹事機関等に所属して研究する場合には、該当者の氏名・別の所属機関名・所属・役職を記載してください。

□□ □□ ●●法人●●●研究機構 ●●部門 役職

(様式 4) 提案書【研究開発計画】

研究開発計画

※ (様式 3) の研究開発課題について、具体的な研究開発内容を記載してください。

※調整中である項目がある場合には、該当する欄に (調整中) と追記してください。

I 研究開発の内容

研究開発テーマ 1 : ○○○

1. 研究開発課題 1

(1) 基本情報

キーテクノロジー				
研究開発テーマ				
課題名称	●●●			
課題代表者	氏氏 名名 ○○大学 ○○研究科 教授			
実施期間	平成 28 年○月～平成○年○月			
民間資金※ (平成 28 年度)	共同研究費	10,000 千円	リソース提供計上	5,000 千円
マッチングファンド申請額 (JST 研究開発費※)	平成 28 年度	15,000 千円	総額予定 (H28～H32)	75,000 千円
共同研究機関	○○研究所、(株) AA、(株) BB (調整中)			

※ 間接経費を含む

(2) 目標

※ 研究開発テーマにおける「プロジェクト終了時に達成すべき研究目標」を達成するための具体的な目標を定めてください。

(3) 目標の新規性と優位性

※ 国内外の研究開発動向や競合技術・従来技術と比較した新規性・優位性について簡潔に記載してください。

(4) 具体的な課題解決策

※ 具体的な研究開発内容について記載してください。

※ 複数の機関で担当する場合は、それぞれが実施する研究分担内容を簡潔に記載してください。

(課題 1-1) ○○大学

●●●

(課題 1-2) ○○研究所

●●●

(課題 1-3) (株) AA

●●●

(課題 1-4) (株) BB

●●●

(5) 参加者リスト B

※ 研究開発に参加する研究者について記載してください。ポスドク、学生等未定の場合は、想定人数を記載してください。

区分	機関名		
氏名	部署 役職	プロジェクトでの役割	エフォート※
大学等	〇〇大学		
氏氏 名名	〇〇研究科 教授	研究開発課題 1 代表者	〇%
〇〇 〇〇	〇〇センター 准教授	(クロスアポイントメント)	〇%
ポスドク	2 名予定 (〇月頃)		
学生	博士課程 1 名予定 (〇月頃)		
大学等	〇〇研究所		
氏氏 名名	〇〇部門 研究員	研究開発責任者	〇%
民間企業	株式会社 AA		
	〇〇研究所 所長	企業責任者	〇%
民間企業	株式会社 BB		
		企業責任者	〇%

※ 「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。

〇クロスアポイントメント制度を用いた参加者

※ クロスアポイントメント制度を用いて幹事機関等に所属して研究する場合には、該当者の氏名・別の所属機関名・所属・役職を記載してください。

□□ □□ 〇〇法人□□□研究所 □□部門 役職

2. 研究開発課題 2

(1) 基本情報

キーテクノロジー				
研究開発テーマ				
課題名称	●●●			
課題代表者	氏氏 名名 〇〇大学 〇〇研究科 教授			
実施期間	平成 28 年〇月～平成〇年〇月			
民間資金※（平成 28 年度）	共同研究費	10,000 千円	リソース提供計上	0 千円
マッチングファンド申請額 （JST 研究開発費※）	平成 28 年度	10,000 千円	総額予定 （H28～H32）	50,000 千円
共同研究機関	〇〇研究所、（株）AA、（株）BB			

※ 間接経費を含む

(2) 目標

※ 研究開発テーマにおける「プロジェクト終了時に達成すべき研究目標」を達成するための具体的な目標を定めてください。

(3) 目標の新規性と優位性

※ 国内外の研究開発動向や競合技術・従来技術と比較した新規性・優位性について簡潔に記載してください。

(4) 具体的な課題解決策

※ 具体的な研究開発内容について記載してください。

※ 複数の機関で担当する場合は、それぞれが実施する研究内容を簡潔に記載してください。

（課題 2-1）〇〇大学

●●●

（課題 2-3）（株）AA

●●●

（課題 2-4）（株）BB

●●●

(5) 参加者リスト B

3. 研究開発課題 3

※ 研究開発課題に応じて項目を追加して、同様に記載してください。

研究開発テーマ 2 : ○○○

1. 研究開発課題 1

※ 研究開発テーマ数に応じて項目を追加して、同様に記載してください。

Ⅱ 研究開発予定表

1. 研究開発実施予定表

研究開発テーマ	研究開発課題	課題の目標	担当機関	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
テーマ 1〇〇〇	課題 1●●●	各研究開発課題の(2)目標の内容を簡潔に記載してください。	〇〇大学 〇〇研究所 (株)AA (株)BB	●→◆MS1	●→			
	課題 2●●●		〇〇大学 (株)AA (株)BB	●→	◆MS2	●→		
	課題 3●●●		〇〇大学 CC(株)	●→	◆MS3	●→		
テーマ 2〇〇〇	課題 1●●●		〇〇大学 (株)AA (株)BB	●→	◆MS4	●→◆MS5	●→	
...	...							

※ マイルストーン (MS1、MS2、MS3、・・・)

- ・ MS とは「これが達成できないと次へ進めない」、「次へ進むべきではない」進捗の達成目標とします。
- ・ 研究開発課題毎に1箇所以上は設定してください。
- ・ 課題別に時系列順で MS1、MS2、MS3、・・・としてください。

2. マイルストーンの内容

テーマ 番号	課題 番号	MS 番号	達成 時期	内容
テーマ1	課題1	MS1	H29 3Q	〇〇条件下において△△の値を□□以上とする。
	課題2	MS2	H30 2Q	
	課題3	MS3	H30 2Q	
テーマ2	課題1	MS4	H29 4Q	
		MS5	H31 2Q	
	...	...		

※ 時期は四半期程度の目安としてください。

※ なお、研究開発の進捗状況、国内外の研究開発動向に応じて変更することは可能とします。

(様式 5) 提案書【資金計画】

資金計画

1. 全体資金計画

※ 研究開発費、調査推進費、委託研究開発費、民間資金総額は直接経費、間接経費の合計を指します。

[単位：千円]

内容 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
研究開発費 (a)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
調査推進費 (b)	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	000,000
委託研究開発費 合計 (X) = (a) + (b)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
民間資金総額 (Y)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
合計 (X+Y)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	0,000,000

※ 民間資金総額 (Y) は、研究開発費 (a) と同額以上である必要があります。

※ 研究開発費 (a) の上限は、1.5 億円（間接経費含む）です。

2. 委託研究開発費

(1) 大学等機関別の研究開発費

[単位：千円]

内容 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
〇〇大学	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	000,000
□□研究所	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	000,000
...	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	000,000
合計 (a)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	0,000,000

※ 必要に応じて行を増減してください。

※ 各機関の研究開発費は、直接経費、間接経費の合計としてください。

※ 合計 (a) は上記、全体資金計画表の研究開発費 (a) と同額としてください。

(2) 費目別の研究開発費

[単位：千円]

費目 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
I 物品費（設備品費）	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	000,000
I 物品費（消耗品費）						
II 人件費・謝金						
III 旅費						
IV その他						
直接経費計 （I～IVの合計）						
間接経費計						
合計（a）	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	0,000,000

※ 合計（a）は上記、全体資金計画表の研究開発費（a）と同額としてください。

※ 研究開発が前倒しで進捗できるよう、必要であることが明らかである物品等は早めに整備する計画としてください。

○購入予定の主要設備（1 件 13,000 千円以上、機器名、概算価格、調達時期）

- ・～測定装置（15,000 千円、H28）
- ・～測定装置（15,000 千円、H28）

3. 民間資金

(1) 民間資金の合計

[単位：千円]

内容 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
共同研究費合計 (q)	150,000	300,000	350,000			000,000
(参考) リソース提供合計 (r)						
民間資金総額 (Y) = (q) + (r)						

※ 民間資金総額 (Y) は、「1. 全体資金計画表」の民間資金総額 (Y) と同じ額です。

○主なリソース提供

物品費：

- ・～測定装置 (15,000 千円、H28、(株)○○○)

人件費：

- ・自社内研究要員 ○人 (○○千円、H28～H32、(株)○○○)
- ・共創コンソーシアムの活動を担う出向人員 ○人 (○○千円、H28～H32、(株)○○○)

(2) 民間企業別の民間資金

[単位：千円] 上段：共同研究費等 下段：リソース提供

内容 \ 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
(株)○○○	000,000					000,000
	000,000					000,000
(株)□□□	000,000					
	000,000					
△△△△△△ (株)	000,000					000,000
	000,000					0,000,000
...	000,000					
	000,000					
合計 (Y)	150,000	150,000	150,000			
	000,000	200,000	200,000			

※ 上記、(1) 民間資金の合計表の金額と差違が無いように作成してください。

(様式 6) 提案書【領域統括データ】

領域統括データ

※ 本記載は 1 ページ以内で作成してください。

氏名		生年月日	19yy 年 00 月 00 日	性別	男・女
所属機関 部署・役職	幹事機関名 〇〇研究科 教授				
最終学歴	19yy 年〇月 〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇課程 修了				
専門分野					
本提案に 関係する研究 開発の経歴					
過去の産学 共同研究開 発の実績	※【他事業の受給・申請状況】以外の、国、独立行政法人、公益法人等の助成金に依らない産学共同研究の実績がありましたら記載してください（直近の一例で結構です。） （記載例） 研究期間：2013 年 5 月～2015 年 3 月 共同研究企業：〇〇株式会社（秘密保持等で明示できない場合には「A 社」でも結構です。） 企業側研究費（研究期間総額）：2,000 万円				

(様式 7) 提案書【民間企業に関する情報】

民間企業に関する情報

- ※ 提案者となる各民間企業については、以下のとおり概要を記載してください。大学等については不要です。
- ※ 1社あたり1ページ以内で作成してください。
- ※ 適宜ページを追加してください。
- ※ 業種、研究開発分野は、公募要領の「企業の業種表及び研究開発分野表」より主な1つをご記入ください。
- ※ 研究開発期間中に新たに参画する民間企業についても同様に提出していただきます。

2016 年 00 月 00 日 現在			
企業名	株式会社 ○○○○		
ホームページ	http://		
設立年月	0000 年 0 月	上場	有(0000 年 00 月)・無
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号		
工場	本社工場 (○○市)、□□工場 (□□市)		
研究所	中央研究所 (○○市)、□□研究所 (□□市)		
代表者名	代表取締役 ○○○○		
役員数	00 人	(	00 人[技術系役員])
社員数	0,000 人	(	0,000 人[研究開発要員])
資本金	0,000 百万円		
主要株主	○○○○ (%)、□□□□ (%)、△△△△ (%)		
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店		
主要関係会社	株式会社 ○○○○(販売会社)		
JST 等との関係	JST 又は官公庁、独立行政法人、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。(配分機関、事業・制度名、実施期間等)		
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発		
研究開発能力	業種	業種表から選択 (主な1つ)	研究開発分野 研究開発分野表から選択 (主な1つ)
	記入例) □□研究所、▽▽(株)とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)		
研究開発実績	記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)		

(様式 8) 提案書【他事業の受給・申請状況】

他事業の受給・申請状況

※ 領域統括、主たる研究開発担当者（研開発テーマのリーダー又は研究開発課題代表者）及び研究開発責任者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記載してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
＜ご注意＞

※ 現在申請中・申請予定の研究助成等について、本提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、本公募のお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

1. 領域統括

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (H28 年度予定) (3) " (H29 年度予定) (4) " (H30 年度予定)	エフォート
		H26.10 ～ H31.9	代表	(1) 125,000 千円 (2) 25,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 25,000 千円	% % % %

※ 現在受けている、または採択が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。

※「役割」は、代表または分担等を記載してください。

※「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。

※「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。

※ 申請中のものは採択された場合のエフォートを記載してください。

※ 必要に応じて行を増減してください。

2. 主たる研究開発担当者①：氏名

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (H28 年度予定) (3) " (H29 年度予定) (4) " (H30 年度予定)	エフォート
		～	分担	(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %

			(1)	千円	%
		～	(2)	千円	%
			(3)	千円	%
			(4)	千円	%

3. 主たる研究開発担当者②：氏名

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (H28 年度予定) (3) " (H29 年度予定) (4) " (H30 年度予定)	エフォート
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %

4. 研究開発責任者：氏名

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (H28 年度予定) (3) " (H29 年度予定) (4) " (H30 年度予定)	エフォート
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %

※ 必要に応じて、表を増減してください。

(様式 9) 提案書【特許リスト・論文リスト】

特許リスト

※ 本提案と関連する研究成果として特許（本提案の参加者が発明者になっている特許に限る）が含まれる場合は、重要な順に 5 件以内を、以下について記載してください。

※ 必要に応じて表を追加してください。

○出願特許 1

①発明の名称	
②出願番号・特許番号	
③出願日	
④発明者（全員記載のこと）	
⑤出願人（全員記載のこと）	
⑥実施・実施許諾の状況	
⑦PCT 出願・海外出願の有無	
⑧分類 ※1	A：新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許
⑨競合・類似技術の状況 （200 字以内でまとめてください）	※「競合・類似技術は存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。必ず、他の技術と比較しコメントを記載してください。
⑩競合・類似技術に対する優位性 （200 字以内でまとめてください）	※必ず、他の技術と比較し優位性に関するコメントを記載してください。
⑪技術・システム革新シナリオへの寄与 （200 字以内でまとめてください）	※キーテクノロジーやシナリオが設定する新たな価値との関連性について記載してください。

※1 以下に該当する内容を 1 つだけ記載してください。

A：新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許

B：機能性新規物質についての研究成果に係わる特許

C：新規プロセス・方法に関する研究成果に係わる特許

D：新規メカニズム・システムに関する研究成果に係わる特許

論文リスト

※ 本提案と関連する論文等（本提案の参加者が著者になっている論文に限る）がある場合は、重要な順に 5 件以内を、以下について記載してください。

1	タイトル : 掲 載 先 : 著 者 名 :	※200 字以内で概要を記載してください。
2	タイトル : 掲 載 先 : 著 者 名 :	
3	タイトル : 掲 載 先 : 著 者 名 :	
4	タイトル : 掲 載 先 : 著 者 名 :	
5	タイトル : 掲 載 先 : 著 者 名 :	

(様式 10) 提案書【倫理面への配慮】

倫理面への配慮

※ 組換えDNA実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒトES細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。

以下の事項について1ページで記入してください。

- (1) 提案する研究領域の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。
- (2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

※ 該当がない場合も、その旨を記入してください。

(様式 11) 提案書【特殊用語等の説明】

特殊用語等の説明

[illegible]

企業の業種表及び研究開発分野表

(本表は削除して e-Rad へ申請書をアップロードしてください)

業種	研究開発分野	
食料品	電子部品・デバイス・電子回路分野	医療福祉・介護分野
繊維製品	コンピュータ分野	健康分野
パルプ・紙	ネットワーク分野	生物機能活用技術分野
化学	ユーザビリティ分野	計測・分析分野(ソフトを含む)
医薬品	ソフトウェア分野	センサ分野
石油・石炭製品	その他電子・情報通信	光デバイス分野
ゴム製品	エネルギー分野(エネルギー効率の向上、燃料多様化、新エネルギー、化石燃料等)	プラズマ・放電分野
ガラス・土石製品	超電導技術分野	振動・音響分野
鉄鋼	CO2 固定化・有効利用分野	その他応用物理
非鉄製品	脱フロン対策分野	飲食料品・たばこ分野
金属製品	3R・廃棄物処理分野	繊維・衣服・その他の繊維製品分野
機械	化学物質総合評価管理分野	家具・装備品分野
電気機器	ナノテクノロジー・高機能部材分野(グリーンサステイナブルケミストリーを含む)	パルプ、紙、紙加工品分野
輸送用機器	ロボット分野	印刷・同関連分野
精密機器	設計・製造・加工分野	化学工業分野(石油製品、石炭製品、プラスチック製品を含む)
その他製品	航空機分野	ゴム製品分野
水産・農林・鉱業	宇宙分野	なめし皮・同製品・毛皮分野
建設業	人間生活技術分野	窯業・土石製品分野
エネルギー供給業	サービス工学分野	金属材料・金属加工・金属製品分野
陸海空運業	コンテンツ分野	香料・化粧品分野
情報・通信業	建築・土木構造・設計分野	汎用機械器具分野
卸売業・小売業	建築・土木材料分野	生産用機械器具分野
金融業	建設施工分野	電気機械器具分野
不動産業	都市・交通	運送用機械器具
サービス業	その他建設・土木	その他製造業
個人	創薬・診断薬分野	農業、林業、漁業、水産養殖業
その他	診断機器・治療機器・医用材料分野	鉱業、採石業、砂利採取業
	再生医療分野	その他